

6 地域の概況

6. 地域の概況

地域概況を整理する調査範囲（以下、「調査範囲」という。）は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」（平成11年11月仙台市）に示されている概況調査範囲（5～10km）及び事業の実施に伴う大気質、植物、動物、景観等への影響範囲（表5-1）を考慮し、図6-1に示す対象事業計画地を中心とする8km四方の範囲とした。

なお、苦情の状況や社会的状況等の統計情報等については、前述の調査範囲を含めた仙台市全域を対象を広げ、発生源の状況等については、大気環境や水環境等の影響範囲を踏まえ、図5-1に示した関係地域の範囲内で整理した。



凡 例




-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査範囲(対象事業計画地から8km四方)

図 6-1 地域の概況調査範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

6.1 自然的状況等

6.1.1 大気環境

(1) 気象

対象事業計画地の最寄りの気象観測所として、図6.1-1に示すとおり、仙台管区気象台(仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎)がある。仙台管区気象台における観測結果は、表6.1-1及び表6.1-2に示すとおりである。

1) 気温の状況

平成22年～令和元年の10年間の平均気温は13.2℃、月平均最高気温の最高値は29.2℃、月平均最低気温の最低値は-1.5℃である。

令和元年の平均気温は13.6℃、月最高気温の最高値は30.0℃、月最低気温の最低値は-0.9℃である。

2) 降水量の状況

平成22年～令和元年の10年間の平均年間降水量は1,281.1mm、令和元年の年間降水量は1,389.5mmであり、過去10年間の平均値より約8.5%多い。

3) 日照の状況

平成22年～令和元年の10年間の年間日照時間は1,962.1時間、令和元年の年間日照時間は2,056.0時間であり、いずれも5月の日照時間が最も長い。

4) 風向・風速の状況

平成22年～令和元年の10年間の年間平均風速は3.1m/秒、卓越風向は北北西である。

令和元年の年間平均風速は3.1m/秒、年間の卓越風向は北北西であり、月別の卓越風向は、1～3月は西北西、5月は南南東、6～8月は南東、その他の月は北北西である。



図 6.1-1 仙台管区気象台の位置

表 6.1-1 気象の概況(仙台管区気象台：平成22年～令和元年)

項目 月	気温			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均						
	平均	最高	最低				
1月	1.8	5.4	-1.5	27.1	159.2	3.5	北北西
2月	2.3	6.4	-1.2	31.9	155.6	3.5	北北西
3月	5.8	10.4	1.6	90.2	181.2	3.6	北北西
4月	10.7	15.6	6.4	97.2	196.0	3.5	北北西
5月	16.4	21.3	12.2	119.3	221.3	3.2	南東
6月	19.7	23.7	16.5	146.0	163.0	2.9	南東
7月	24.0	27.9	21.1	123.8	144.9	2.5	南東
8月	25.3	29.2	22.5	136.1	152.7	2.6	南東
9月	21.7	25.7	18.4	221.5	143.8	2.9	北北西
10月	16.0	20.3	12.2	183.8	153.5	3.1	北北西
11月	9.9	14.2	6.0	43.5	145.7	3.0	北北西
12月	4.5	8.3	1.0	61.1	145.1	3.3	北北西
年間*	13.2	17.4	9.6	1,281.1	1,962.1	3.1	北北西

※ 年間における各項目は以下のとおり。

気温：月平均気温、月平均最高(低)気温の10年間における平均値

降水量：月合計値の10年間の平均年間降水量 日照時間：月合計値の10年間の平均年間日照時間

平均風速：月平均風速の10年間における平均値 最多風向：月最多風向の10年間の最多風向

出典：「過去の気象データ検索」(令和2年7月閲覧、気象庁ホームページ)

表 6.1-2 気象の概況(仙台管区気象台：令和元年)

項目 月	気温			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均						
	平均	最高	最低				
1月	2.4	6.2	-0.9	4.0	171.5	3.6	西北西
2月	3.7	8.0	-0.1	13.0	161.8	3.4	西北西
3月	7.0	12.0	2.5	83.0	205.4	3.4	西北西
4月	10.2	15.4	5.6	90.5	211.2	3.5	北北西
5月	17.4	22.8	12.6	81.0	294.0	3.3	南南東
6月	19.0	22.8	15.9	168.5	156.4	3.0	南東
7月	22.4	25.9	20.0	111.5	102.7	2.4	南東
8月	26.2	30.0	23.4	88.5	144.3	2.6	南東
9月	22.4	26.6	19.0	72.5	154.7	2.6	北北西
10月	16.9	20.7	13.3	644.5	135.2	3.4	北北西
11月	10.0	14.7	5.7	5.5	162.7	3.1	北北西
12月	5.4	9.8	1.6	27.0	156.1	3.1	北北西
年間	13.6	17.9	9.9	1,389.5	2,056.0	3.1	北北西

出典：「過去の気象データ検索」(令和2年7月閲覧、気象庁ホームページ)

(2) 大気質

1) 大気汚染の状況

調査範囲には大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が2局(広瀬(旧宮城)及び宮総)設置されている。大気汚染常時監視測定局の位置は、図6.1-2に示すとおりである。

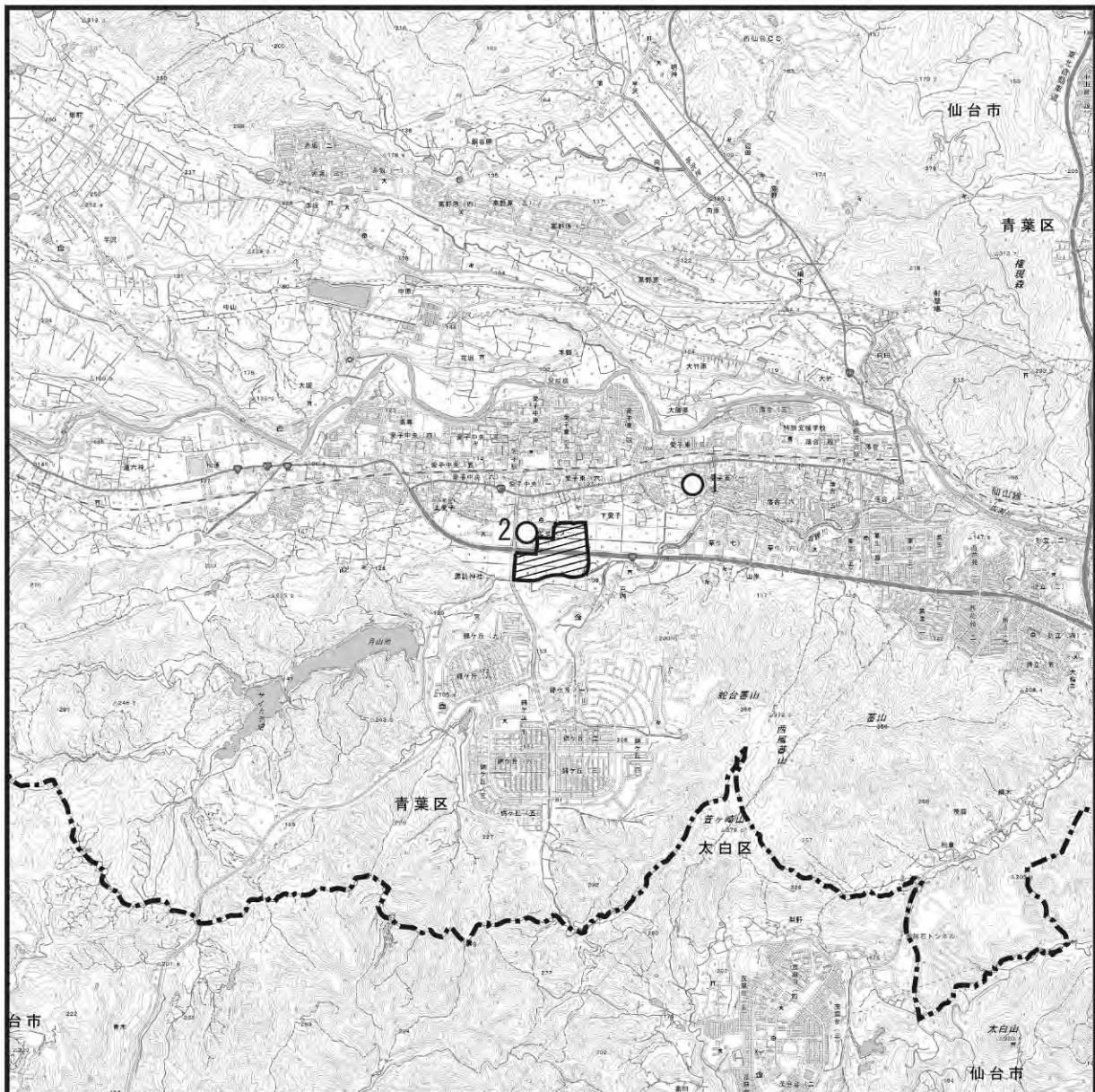
大気汚染常時監視測定局の平成30年度における測定項目等は、表6.1-3に示すとおりである。なお、調査範囲の大気汚染常時監視測定局では二酸化硫黄の測定を行っていない。

表 6.1-3 大気汚染常時監視測定局測定項目(平成30年度)




番号 ^{注1}	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
1	一般環境大気	—	○	○	○	—
2		—	—	—	—	○

注) 番号は、図 6.1-2 に対応する。

出典:「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

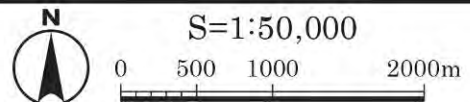


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 大気汚染常時監視測定局

注) 図中の番号は、表 6.1-3 に対応する。
 出典: 「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

図 6.1-2 大気汚染常時監視測定局の位置



ア. 二酸化窒素 (NO₂)

平成30年度における測定結果は表6.1-4に、平成26～30年度における年平均値及び日平均値の年間98%値の経年変化は表6.1-5に示すとおりである。

平成30年度における日平均値の年間98%値は0.013ppmであり、環境基準の長期的評価及び仙台市環境基本計画の定量目標値を達成している。

また、経年変化は、年平均値、日平均値の年間98%値ともに、横ばい傾向を示している。

表 6.1-4 二酸化窒素測定結果(平成30年度)

測定局		用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
							時間(%)	時間(%)	日(%)	日(%)	ppm	日
測定局			日	時間	ppm	ppm	時間(%)	時間(%)	日(%)	日(%)	ppm	日
一般環境 大気	広瀬 (旧宮城)	1種住居	356	8,553	0.005	0.030	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.013	0

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

・長期的評価：1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

注2) 仙台市環境基本計画の定量目標値：日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

注3) 用途地域 1種住居：第一種住居地域

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(平成30年9月閲覧、仙台市ホームページ)

表 6.1-5 二酸化窒素経年変化(平成26～30年度)

単位：ppm

測定局		項目	年度				
			26	27	28	29	30
一般環境 大気	広瀬 (旧宮城)	年平均値	0.006	0.006	0.005	(0.006)	0.005
		日平均値の年間98%値	0.014	0.015	0.013	(0.015)	0.013

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以外であること。

注2) 仙台市環境基本計画の定量目標値：日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

注3) ()内の数値は、有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成30年度における測定結果は表6.1-6に、平成26～30年度における年平均値及び日平均値の2%除外値の経年変化は、表6.1-7に示すとおりである。

平成30年度において、1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数はなく、また、日平均値が0.10mg/m³を超えた日もなかったことから、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を達成している。

また、経年変化は、年平均値、日平均値の2%除外値ともに、平成26年度をピークに減少傾向を示している。

表 6.1-6 浮遊粒子状物質測定結果(平成 30 年度)

測定局		用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価		
						1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
測定局			日	時間	mg/m ³	時間(%)	日(%)	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
一般環境 大気	広瀬 (旧宮城)	1種住居	361	8,663	0.012	0 (0.0)	0 (0.0)	0.098	0.028	○	0

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

- ・短期的評価：1時間値の日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価する。
- ・長期的評価：日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。

注2) 用途地域 1種住居：第一種住居地域

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-7 浮遊粒子状物質経年変化(平成 26～30 年度)

単位：mg/m³

測定局		項目	年度				
			26	27	28	29	30
一般環境 大気	広瀬 (旧宮城)	年平均値	0.019	0.014	0.011	0.011	0.012
		日平均値の2%除外値	0.045	0.037	0.027	0.027	0.028

注 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

ウ. 光化学オキシダント (Ox)

平成30年度における測定結果は表6.1-8に、平成26～30年度における昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数の経年変化は、表6.1-9に示すとおりである。

平成30年度において、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数は、48日及び280時間であった。また、昼間の1時間値の最高値は0.099ppmであり、環境基準(0.06ppm)を超えている。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数の経年変化は、平成28年度に減少しているものの、ほぼ横ばい傾向を示している。

表 6.1-8 光化学オキシダント測定結果(平成30年度)

測定局		用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを越えた日数と時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値
						日(時間)	日(時間)		
一般環境大気	広瀬(旧宮城)	1種住居	365	5,425	0.035	48(280)	0(0)	0.099	0.046

注1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。
 注2) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 ・短期的評価：各1時間値を環境基準と比較して評価する。
 注3) 用途地域 1種住居：第一種住居地域
 出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-9 光化学オキシダント経年変化(平成26～30年度)

測定局		項目	年度					
			26	27	28	29	30	
一般環境大気	広瀬(旧宮城)	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた	日数(日)	50	55	32	49	48
			時間数(時間)	268	302	126	298	280

注1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。
 注2) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

エ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成30年度における測定結果は表6.1-10に、平成26～30年度における年平均値及び日平均値の年間98%値の経年変化は表6.1-11に示すとおりである。

平成30年度における年平均値は $8.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は $22.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

経年変化は、広瀬（旧宮城）測定局及び宮総測定局ともに、年平均値及び日平均値の年間98%値がほぼ横ばい傾向を示している。なお、広瀬（旧宮城）測定局は平成28年10月に測定を終了し、宮総測定局は平成28年11月から測定を開始しているため、平成28年度はいずれの測定局も測定日数が250日未満であり、長期的評価の対象とならない。

表 6.1-10 微小粒子状物質測定結果(平成30年度)

測定局		用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた日数とその割合
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日(%)
一般環境 大気	宮総	1種住居	358	8.1	22.5	0 (0.0)

注1) 環境基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であること。

・長期基準：年平均値及び日平均値の年間98%値をそれぞれ環境基準と比較して評価する。

注2) 用途地域 1種住居：第一種住居地域

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-11 微小粒子状物質経年変化(平成26～30年度)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定局		項目	年度				
			26	27	28	29	30
一般環境 大気	広瀬 (旧宮城)	年平均値	11.2	10.7	(10.0)	—	—
		日平均値の年間98%値	30.5	29.9	(20.3)	—	—
	宮総	年平均値	—	—	(7.6)	7.7	8.1
		日平均値の年間98%値	—	—	(18.6)	22.1	22.5

注1) 環境基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注2) ()内の数値は、有効測定時間未満の測定値(広瀬測定局は平成28年10月に測定終了。宮総測定局は平成28年11月より測定開始)であり、長期的評価の対象とならない。

注3) 「—」は測定していないことを示す。

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

2) 大気汚染に係る苦情の状況

仙台市における大気質に係る苦情件数の経年変化は、表6.1-12に示すとおりである。
ばい煙に関する苦情件数は1～8件で推移し、平成30年度は1件であった。粉じんに関する苦情件数は9～24件で推移し、平成30年度は24件であった。

表 6.1-12 大気質に係る苦情件数の経年変化(仙台市：平成26～30年度)

単位：件

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
ばい煙	4	8	5	2	1
粉じん	16	15	9	11	24

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

3) 発生源の状況

仙台市における、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数及び事業場数及び一般粉じん発生施設数及び事業場数は、表6.1-13に示すとおりである。

図5-1に示す関係地域範囲内における大気汚染防止法に基づくばい煙及び一般粉じん発生施設届出件数は、表6.1-14及び表6.1-15に、その位置は図6.1-3及び図6.1-4に示すとおりである。

なお、関係地域範囲内において、宮城県公害防止条例に基づくばい煙及び粉じんに係る特定施設は存在しない。

表 6.1-13 大気汚染防止法に基づくばい煙・一般粉じんの発生施設数および事業場数

項目	発生施設数	事業場数
ばい煙	1,601	715
一般粉じん	130	23

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-14 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する事業場数及び施設数

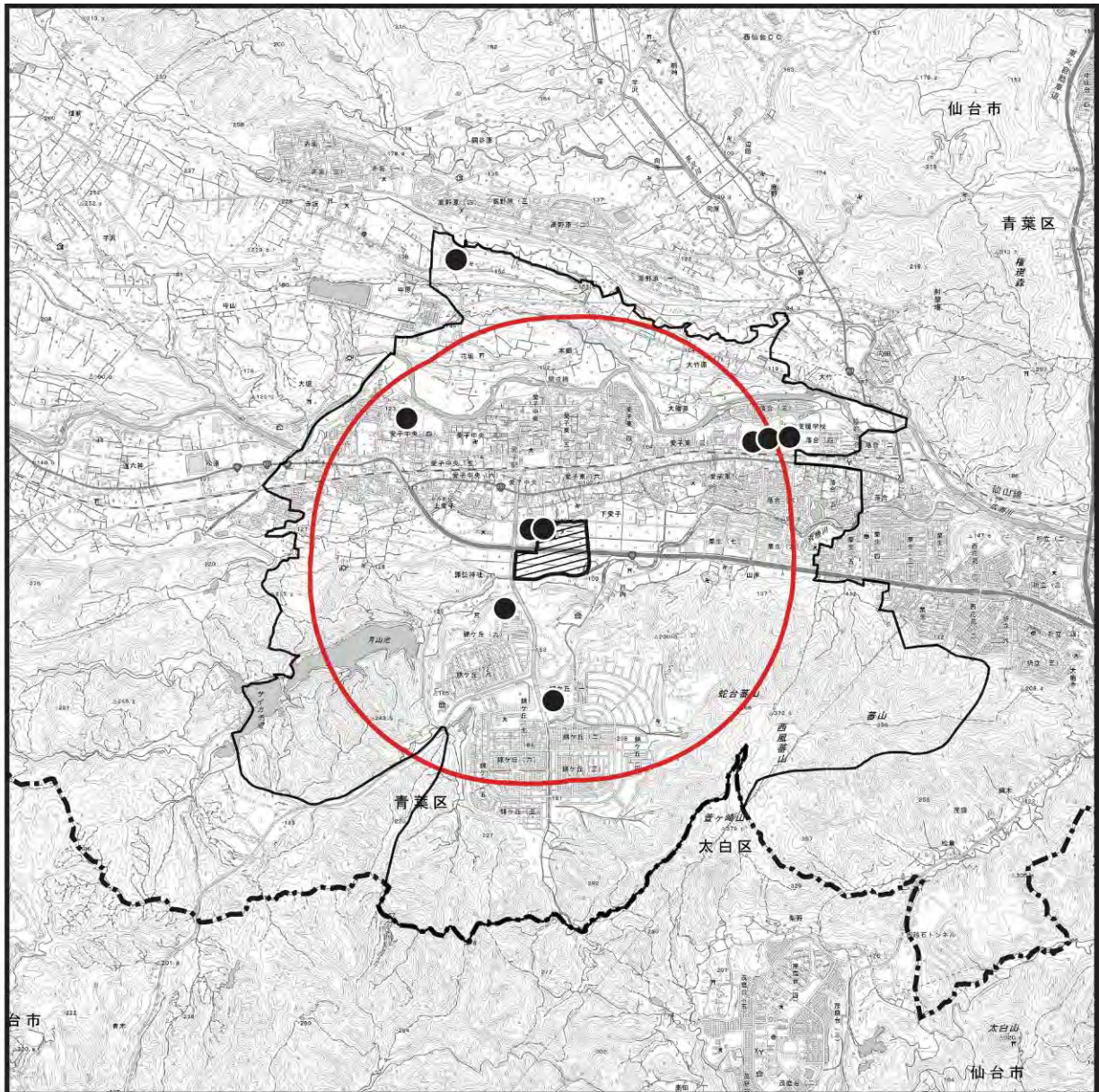
事業場所在地		事業場数	施設数
仙台市青葉区	愛子中央四丁目	1	ボイラー：2
	芋沢字大竹原	1	ボイラー：3
	下愛子	2	ボイラー：2
			ディーゼル機関：1
	錦ヶ丘一丁目	1	ボイラー：2
	錦ヶ丘九丁目	1	ガスタービン：1
落合四丁目	3	ボイラー：10	
		ガス機関：3	
		ガスタービン：1	
計		9	25

出典：大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧（令和2年3月31日現在、仙台市）


表 6.1-15 大気汚染防止法に一般粉じん発生施設を有する事業場数及び施設数

事業場所在地		事業場数	施設数
仙台市青葉区	芋沢字大竹新田下	1	2
計		1	2


出典：大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧（令和2年3月31日現在、仙台市）




凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : ばい煙発生施設を有する事業場

出典：「大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧」（令和2年3月31日現在、仙台市）

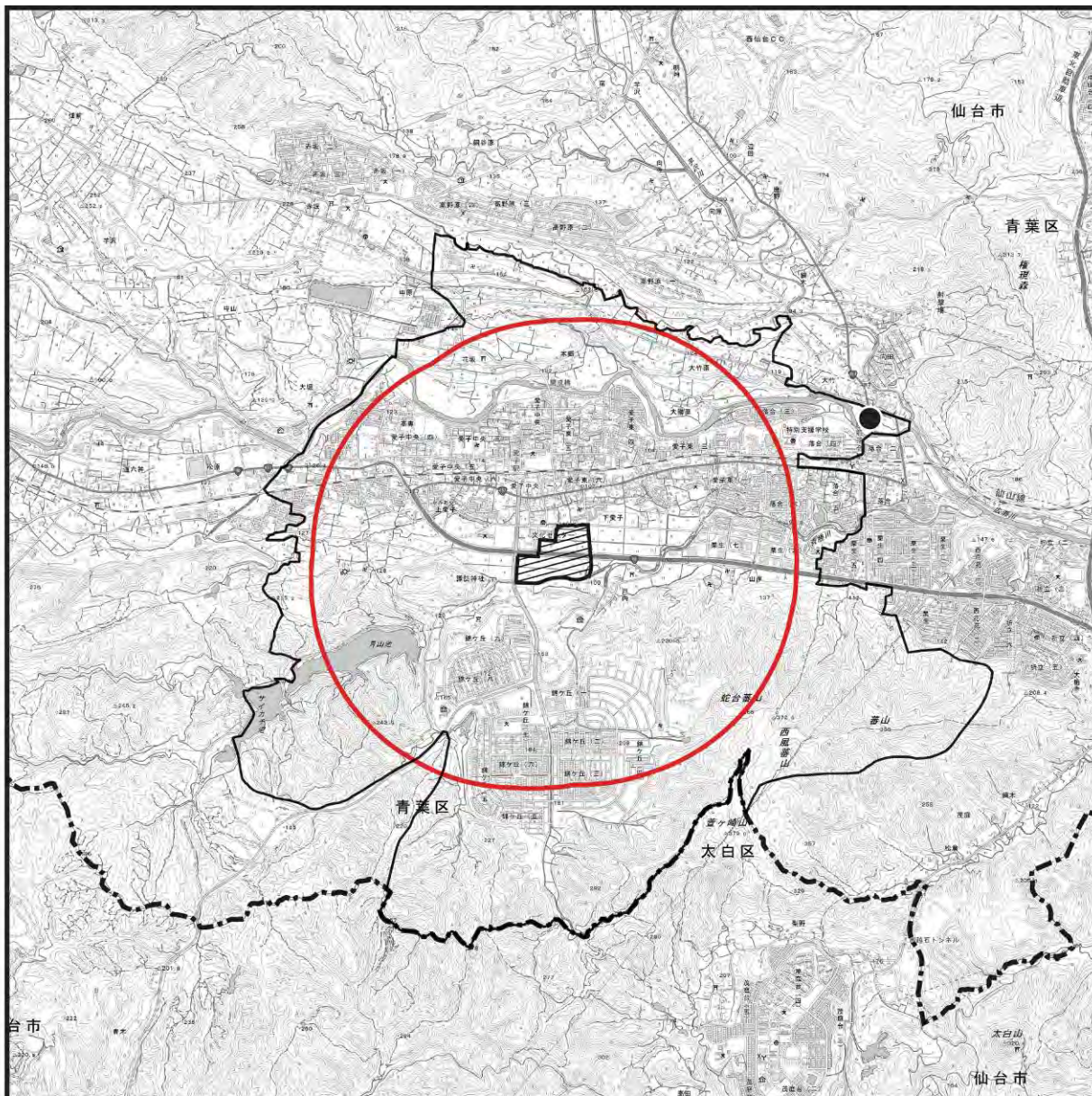
図6.1-3 ばい煙発生施設を有する事業場（大気汚染防止法）




S=1:50,000

0 500 1000 2000m







凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : 一般粉じん発生施設を有する事業場

出典：「大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に基づく施設一覧」（令和2年3月31日現在、仙台市）

図6.1-4 一般粉じん発生施設を有する事業場（大気汚染防止法）



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



(3) 騒音

1) 騒音の状況

ア. 環境騒音

調査範囲において、平成13年度に6地点で測定が行われている。測定結果は表6.1-16に示すとおりである。いずれの地点においても昼間及び夜間の環境基準を達成している。

表 6.1-16 環境騒音測定結果

単位：dB

No.	対象区域	住所	用途地域	環境基準 類型	測定結果 (L_{Aeq})		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤坂	青葉区赤坂2丁目	一種低層	A	39 (○)	30 (○)	55	45
2	愛子北	青葉区愛子東5丁目	二種中高層	A	43 (○)	34 (○)	55	45
3	愛子南	青葉区愛子東1丁目	一種住居	B	46 (○)	41 (○)	55	45
4	錦ヶ丘	青葉区錦ヶ丘7丁目	一種低層	A	41 (○)	37 (○)	55	45
5	栗生南	青葉区折立6丁目	一種低層	A	42 (○)	40 (○)	55	45
6	茂庭台	太白区茂庭台3丁目	一種低層	A	48 (○)	39 (○)	55	45

注1) 時間区分は、昼間：6～22時、夜間：22～6時である。

注2) 測定結果の()内は、環境基準の達成状況を示し、○は達成、×は非達成である。

出典：「公害関係資料集 平成14年版」(仙台市環境局)

イ. 道路交通騒音

調査範囲において、図6.1-5に示す区間で自動車騒音が測定されており、対象事業計画地を東西に横断する一般国道48号では、毎年度測定が行われている。平成26～30年度の結果は表6.1-17(1)～表6.1-17(5)に示すとおりであり、昼間・夜間とも環境基準を達成が57.7～100%であった。平成30年度は10評価対象路線で実施され、昼間・夜間とも環境基準を達成が57.7～100%であった。

表 6.1-17(1) 自動車騒音測定結果(平成 26 年度)

No.	路線番号	評価対象路線			評価結果			
		路線名	評価区間 上段：始点 下段：終点	評価区間の延長 (km)	評価対象住居戸数 (戸)	環境基準達成状況 上段：達成戸数(戸) 下段：(達成率(%))		
						昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	1020	一般国道 48 号	青葉区栗生 5 丁目 1 青葉区愛子中央 6 丁目 12	3.5	104	104 (100)	0 (0)	0 (0)
2	1021	一般国道 48 号	青葉区愛子中央 6 丁目 12 青葉区上愛子字白沢	6.1	356	283 (79)	35 (10)	0 (0)

注) 表中の No. は、図 6.1-5 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 26 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-17(2) 自動車騒音測定結果(平成 27 年度)

No.	路線番号	評価対象路線			評価結果			
		路線名	評価区間 上段：始点 下段：終点	評価区間の延長 (km)	評価対象住居戸数 (戸)	環境基準達成状況 上段：達成戸数(戸) 下段：(達成率(%))		
						昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
3	1020	一般国道 48 号	青葉区栗生 5 丁目 1 青葉区愛子中央 6 丁目 12	3.5	104	102 (98)	2 (2)	0 (0)

注) 表中の No. は、図 6.1-5 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 27 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-17(3) 自動車騒音測定結果(平成 28 年度)

No.	路線番号	評価対象路線			評価結果			
		路線名	評価区間 上段：始点 下段：終点	評価区間の延長 (km)	評価対象住居戸数 (戸)	環境基準達成状況 上段：達成戸数(戸) 下段：(達成率(%))		
						昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
4	1020	一般国道 48 号	青葉区栗生 5 丁目 1 青葉区愛子中央 6 丁目 12	3.5	104	104 (100)	0 (0)	0 (0)

注) 表中の No. は、図 6.1-5 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 28 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-17(4) 自動車騒音測定結果(平成 29 年度)

No.	路線番号	評価対象路線			評価結果			
		路線名	評価区間 上段：始点 下段：終点	評価区間の延長 (km)	評価対象住居戸数 (戸)	環境基準達成状況 上段：達成戸数(戸) 下段：(達成率(%))		
						昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
5	1019	一般国道 48 号	青葉区郷六庄子 青葉区栗生 5 丁目 1	1.9	225	169 (75)	0 (0)	12 (5)
6	1020	一般国道 48 号	青葉区栗生 5 丁目 1 青葉区愛子中央 6 丁目 12	3.5	97	97 (100)	0 (0)	0 (0)

注) 表中の No. は、図 6.1-5 に対応する。

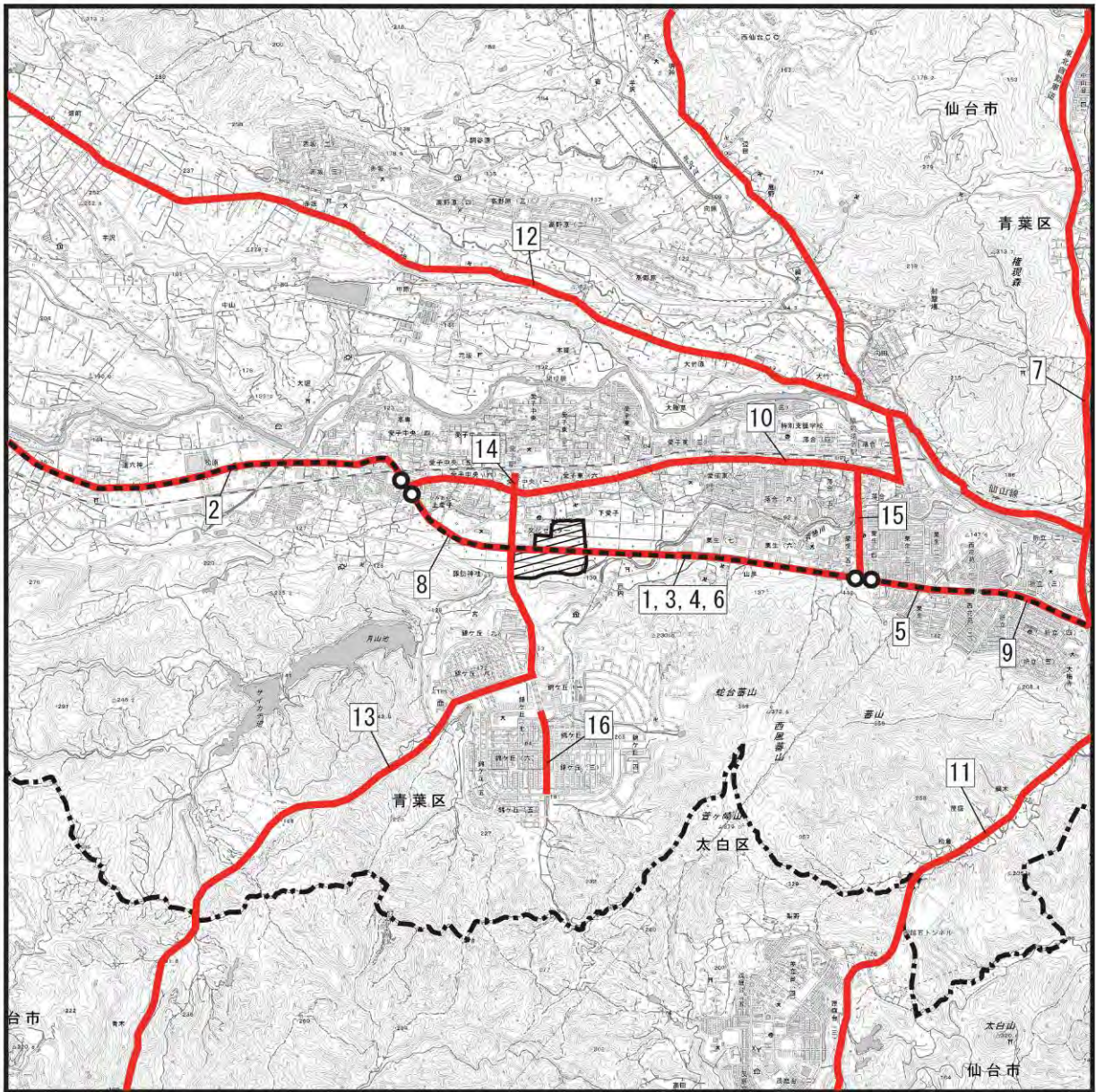
出典：「公害関係資料集 平成 29 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-17(5) 自動車騒音測定結果(平成 30 年度)





No.	評価対象路線				評価結果		
	路線名	評価区間数	評価区間の延長 (km)	評価対象住居戸数 (戸)	環境基準達成状況 上段：達成戸数(戸) 下段：(達成率(%))		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
7	東北自動車道	31	21	381	220 (57.7)	33 (8.7)	0 (0.0)
8	一般国道 48 号	15	31.2	4,814	3,921 (81.4)	522 (10.8)	115 (2.4)
9	一般国道 48 号 (仙台西道路)	3	2	678	678 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10	一般国道 457 号	11	34	1,911	1,817 (95.1)	94 (4.9)	0 (0.0)
11	県道仙台村田線	5	10.1	126	117 (92.9)	1 (0.8)	4 (3.2)
12	県道定義仙台線	3	20.3	154	154 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
13	県道秋保温泉愛子線	4	2.4	221	221 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
14	県道愛子停車場線	1	0.2	76	76 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
15	県道落合停車場線	1	0.8	321	314 (97.8)	3 (0.9)	3 (0.9)
16	市道錦ヶ丘中央線	1	0.6	147	147 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

注) 表中の No. は、図 6.1-5 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 評価対象路線(平成26～29年度)
-  : 評価対象路線(平成30年度)

注) 図中の番号は、表 6.1-17(1)～表 6.1-17(5)に対応する。
 出典:「公害関係資料集 平成26～30年度測定結果」(仙台市環境局)

図6.1-5 自動車騒音測定路線



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

ウ. 鉄道騒音

「公害関係資料集 平成26～30年度測定結果」（仙台市環境局）によれば、調査範囲において、過去5年間に鉄道騒音は測定されていない。

2) 騒音に係る苦情の状況

仙台市における平成26～30年度の騒音に係る苦情件数の経年変化は、表6.1-18に示すとおりである。騒音の苦情件数は85～148件で推移しており、平成30年度は100件であった。

表 6.1-18 騒音に係る苦情件数の経年変化(平成 26～30 年度)

単位：件

年度 項目	26	27	28	29	30
騒音	139	148	109	85	100

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」（仙台市環境局）

3) 発生源の状況

仙台市における騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表6.1-19に示すとおりである。

平成30年度に届出された全207件のうち最も多かったものは、工事種別ではビル等工事が133件、作業内容ではさく岩機を使用する作業が142件であった。

図5-1に示す関係地域範囲内における騒音規制法に基づく特定施設の届出があった事業場は、表6.1-20及び図6.1-6に示すとおり、19事業場である。宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出があった事業場は、表6.1-21及び図6.1-7に示すとおり、9事業場である。

表 6.1-19 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成 30 年度)

単位：件

作業内容	工事種別	ビル等 工事	上下水道 等工事	道路河川 等工事	その他の 工事	合計
くい打機くい抜機を使用する作業		16	1	1	4	22
びょう打機を使用する作業		0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業		89	11	10	32	142
空気圧縮機を使用する作業		16	1	0	8	25
コンクリートプラントを設けて行う作業		0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業		12	0	2	2	16
トラクターシャベルを使用する作業		0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業		0	0	0	2	2
計		133	13	13	48	207

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-20 騒音規制法に基づく特定施設を有する事業場数

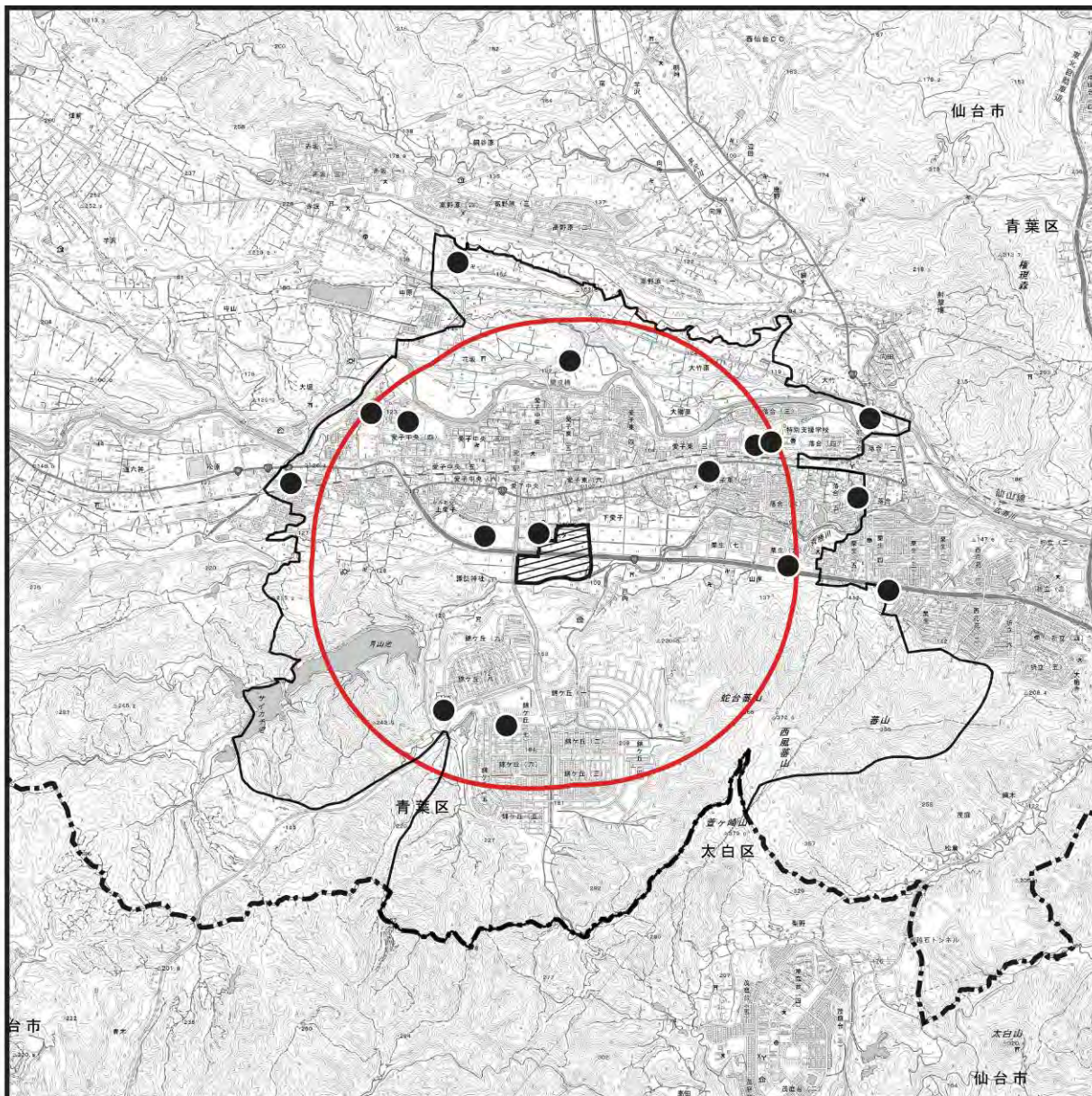
所在地	事業場数	所在地	事業場数
青葉区愛子中央 4 丁目	1	青葉区上愛子字車	1
青葉区芋沢字大竹新田下	1	青葉区上愛子字新宮前	1
青葉区芋沢字大竹原	1	青葉区栗生 6 丁目	1
青葉区芋沢字本郷	1	青葉区下愛子	6
青葉区落合 4 丁目	2	青葉区錦ヶ丘 7 丁目	1
青葉区落合 5 丁目	1	青葉区錦ヶ丘 9 丁目	1
青葉区上愛子字北原道上	1	計	19

出典：「騒音振動特定施設一覧」(令和 2 年 3 月 31 日現在、仙台市)


表 6.1-21 宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設を有する事業場数

所在地	事業場数	所在地	事業場数
青葉区愛子東 5 丁目	1	青葉区上愛子字蛇台原	1
青葉区落合 4 丁目	1	青葉区下愛子	4
青葉区上愛子字芦見	1	青葉区錦ヶ丘 1 丁目	1
		計	9


出典：「騒音振動特定施設一覧」(令和 2 年 3 月 31 日現在、仙台市)




凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : 騒音規制法に基づく特定施設

出典:「騒音振動特定施設一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

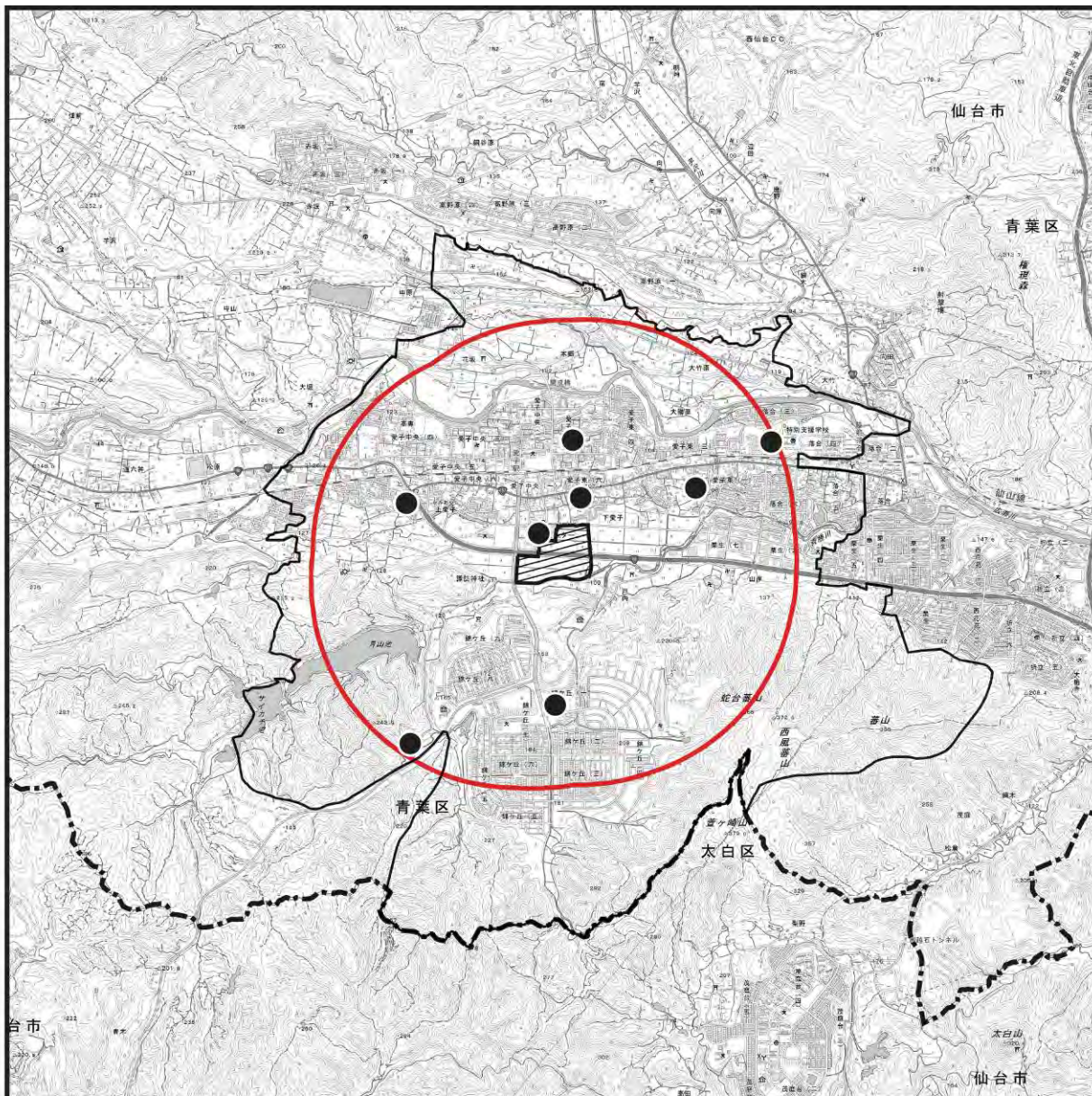
図6.1-6 騒音規制法に基づく特定施設




S=1:50,000

0 500 1000 2000m







凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : 宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設

出典:「騒音振動特定施設一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

図6.1-7 宮城県公害防止条例に基づく特定施設



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(4) 振動

1) 振動の状況

ア. 環境振動

「公害関係資料集 平成26～30年度測定結果」(仙台市環境局)によると、調査範囲において環境振動の測定は行われていない。

イ. 道路交通振動

調査範囲において平成11年度に測定が行われている。測定結果は表6.1-22に示すとおりであり、要請限度の基準値を下回っている。測定地点は図6.1-8に示すとおりである。

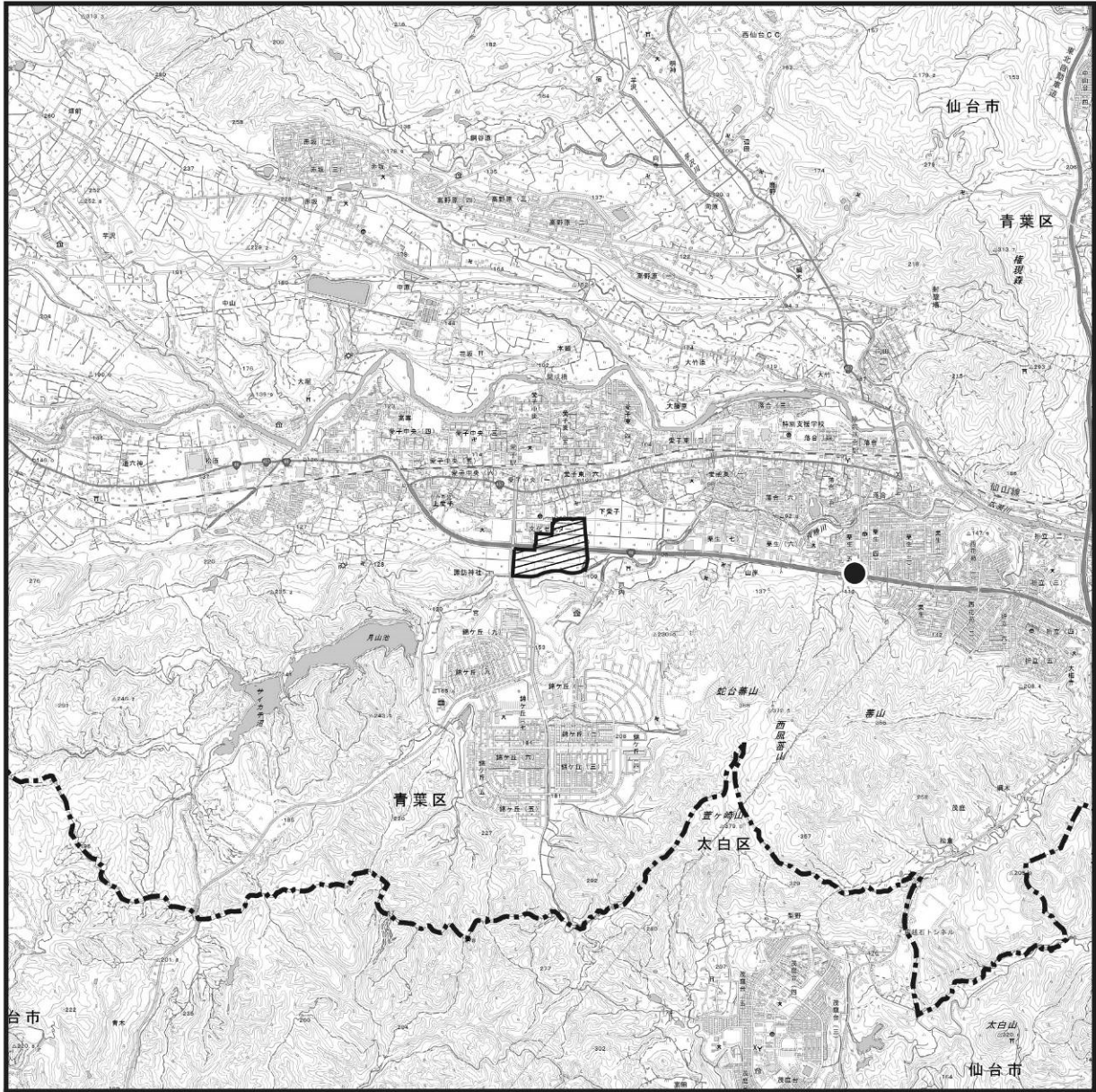
表 6.1-22 道路交通振動測定結果

単位：dB




道路名	住所	用途地域	測定結果 昼間
国道 48 号線愛子バイパス	青葉区栗生 5 丁目 7-5	二種住居	41(65)

注) 測定結果の () 内は要請限度基準値を示す。

出典：「公害関係資料集 平成 12 年版」(仙台市環境局)



凡 例

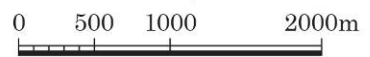
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 道路交通振動測定地点

出典:「公害関係資料集 平成12年版」(仙台市環境局)

図6.1-8 道路交通振動測定地点



S=1:50,000



ウ. 鉄道振動

「公害関係資料集 平成26～30年度測定結果」（仙台市環境局）によれば、調査範囲において、過去5年間に鉄道振動は測定されていない。

2) 振動に係る苦情の状況

仙台市における平成26～30年度の振動に係る苦情件数の経年変化は、表6.1-23に示すとおりである。振動の苦情件数は8～18件で推移しており、平成30年度は8件であった。

表 6.1-23 振動に係る苦情件数の経年変化(平成 26～30 年度)

単位：件

年度 項目	26	27	28	29	30
振動	11	9	18	8	8

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」（仙台市環境局）

3) 発生源の状況

仙台市における振動規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表6.1-24に示すとおりである。

平成30年度に届出された全157件のうち最も多かったものは、工事種別ではビル等工事が110件、作業内容ではブレーカーを使用する作業が107件であった。

また、図5-1に示す関係地域範囲内における振動規制法に基づく特定施設の届出があった事業場は、表6.1-25及び図6.1-9に示すとおり、6事業場である。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出があった事業場は、表6.1-26及び図6.1-10に示すとおり、13事業場である。

表 6.1-24 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成 30 年度)

単位：件

作業内容	工事種別	ビル等 工事	上下水道 等工事	道路河川 等工事	その他の 工事	合計
くい打機くい抜機を使用する作業		38	1	1	7	47
鋼球を使用して破壊する作業		0	0	0	0	0
舗装破壊機を使用する作業		1	0	2	0	3
ブレーカーを使用する作業		71	6	5	25	107
計		110	7	8	32	157

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」（仙台市環境局）

表 6.1-25 振動規制法に基づく特定施設を有する事業場数

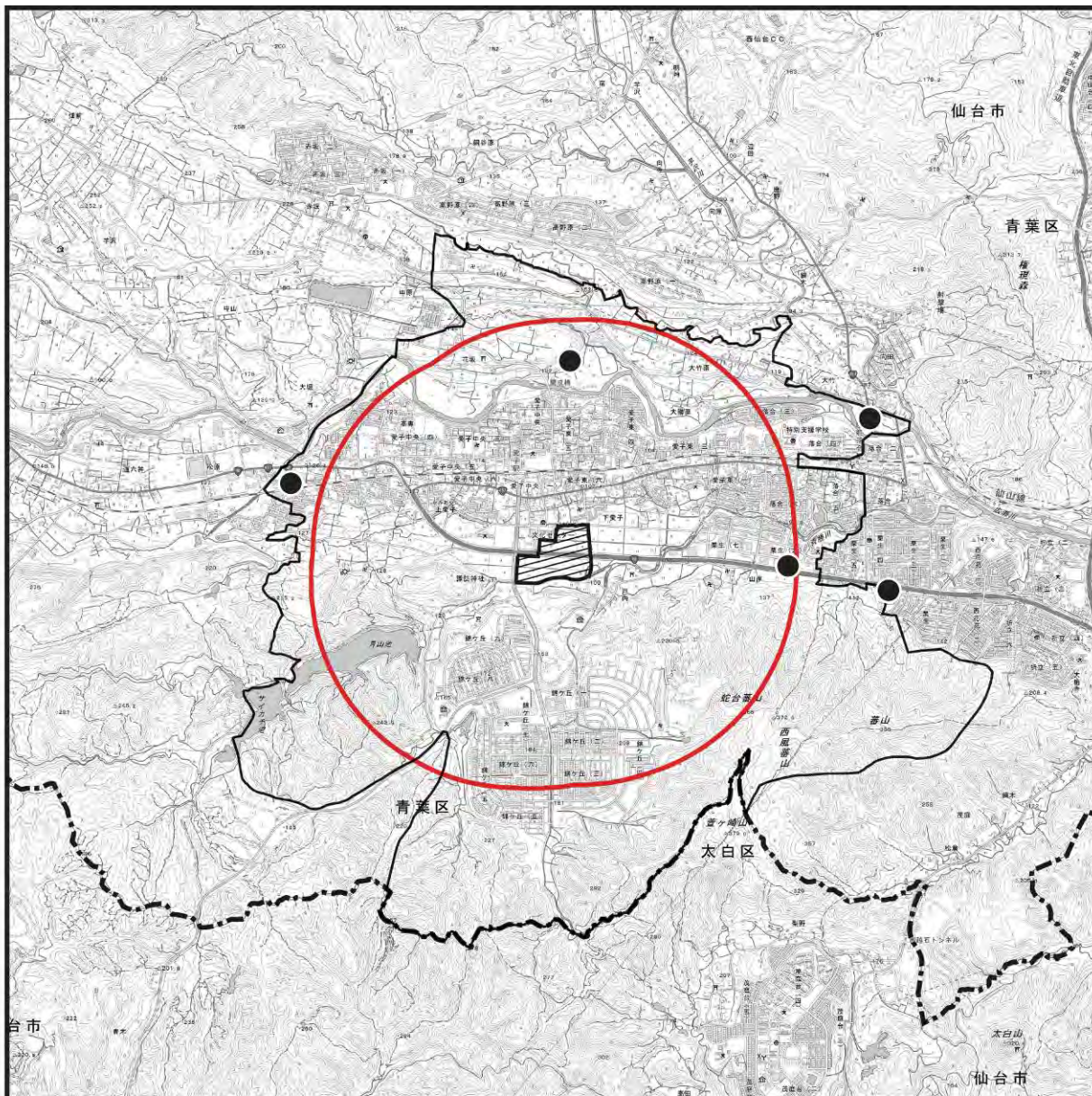
所在地	事業場数	所在地	事業場数
青葉区芋沢字大竹新田下	1	青葉区栗生6丁目	1
青葉区芋沢字本郷	1	青葉区下愛子	2
青葉区上愛子字車	1	計	6

出典：「騒音振動特定施設一覧」（令和2年3月31日現在、仙台市）






表 6.1-26 宮城県公害防止条例（振動）に基づく特定施設を有する事業場数

所在地	事業場数	所在地	事業場数
青葉区愛子中央1丁目	1	青葉区上愛子字蛇台原	1
青葉区愛子東3丁目	1	青葉区栗生6丁目	1
青葉区愛子東5丁目	1	青葉区栗生7丁目	1
青葉区芋沢字大竹原	1	青葉区下愛子	1
青葉区落合4丁目	1	青葉区錦ヶ丘7丁目	1
青葉区落合5丁目	1	青葉区錦ヶ丘9丁目	1
青葉区上愛子字新宮前	1	計	13

出典：「騒音振動特定施設一覧」（令和2年3月31日現在、仙台市）

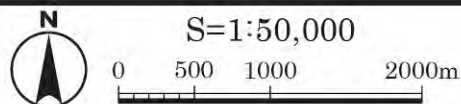


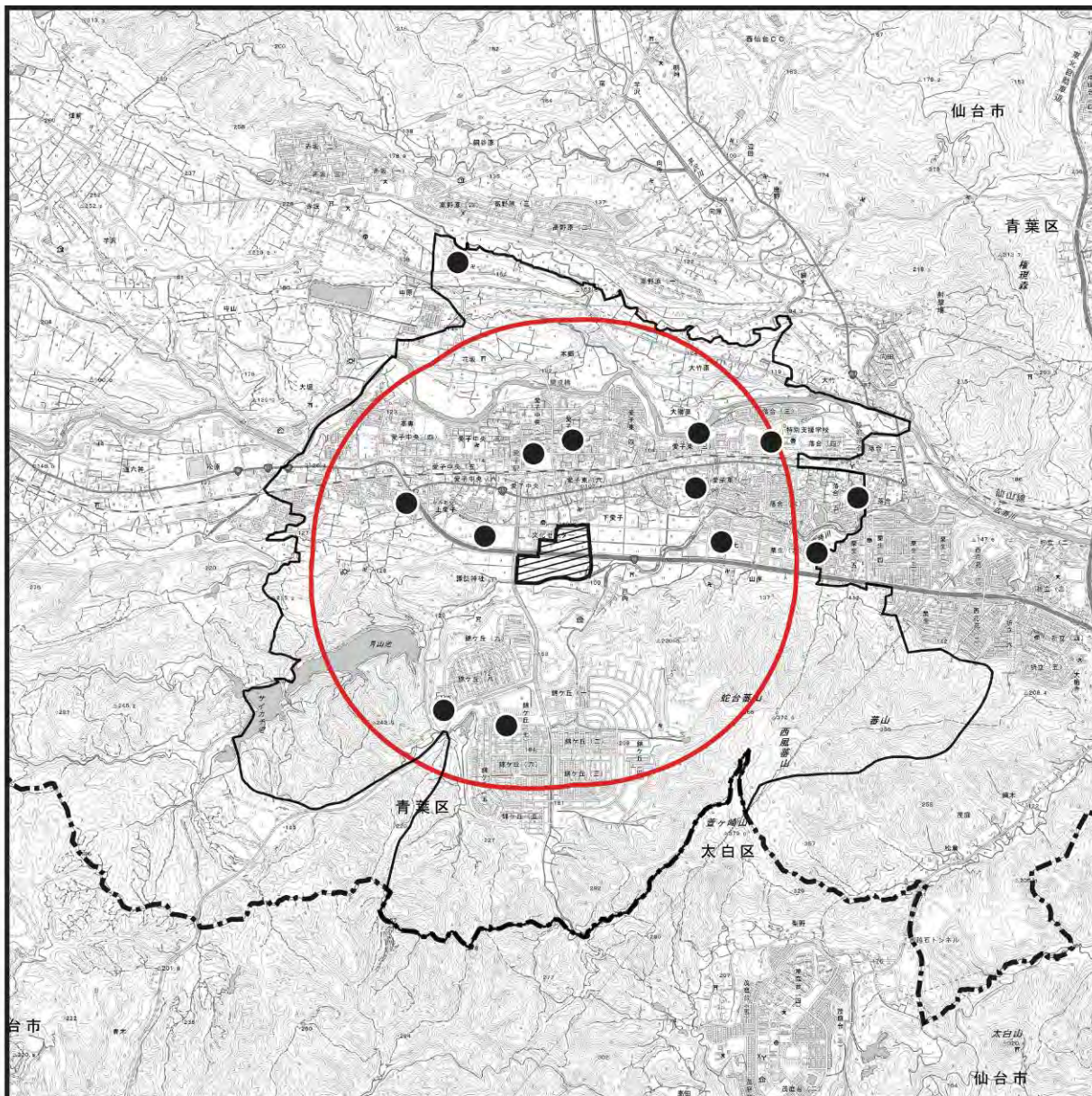
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）
-  : 関係地域に該当する町丁目
-  : 振動規制法に基づく特定施設






出典:「騒音振動特定施設一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

図6.1-9 振動規制法に基づく特定施設点



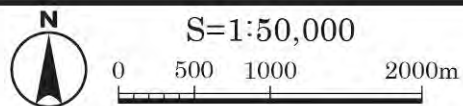


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）
-  : 関係地域に該当する町丁目
-  : 宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設

出典:「騒音振動特定施設一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

図6.1-10 宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設



(5) 悪臭

1) 悪臭の状況（苦情の状況）

仙台市における平成26～30年度の悪臭に係る苦情件数の経年変化は、表6.1-27に示すとおりである。悪臭の苦情件数は19～28件で推移し、平成30年度は19件で苦情件数が最も少なかった。

表 6.1-27 悪臭に係る苦情件数の経年変化(平成 26～30 年度)

単位：件

発生源区分	26	27	28	29	30
畜産農業	1	1	0	1	0
飼料・肥料製造工場	0	0	1	1	4
食料品製造工場	0	1	1	2	0
化学工場	0	0	0	0	0
その他の製造工場	0	0	3	2	0
サービス業・その他	5	5	7	8	5
移動発生源	0	0	0	0	0
建設作業現場	2	1	0	0	3
下水・用水	0	0	1	0	0
ごみ集積所	0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	7	6	2	5	3
不明	11	14	5	7	4
合計	26	28	20	26	19

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」（仙台市環境局）

2) 発生源の状況

悪臭に係る苦情件数が多い発生源区分は、「1) 悪臭の状況（苦情の状況）」に示すとおり、平成26～27年度が個人住宅・アパート・寮、平成28～30年度がサービス業・その他である。

6.1.2 水環境

(1) 水質

1) 水質汚濁の状況

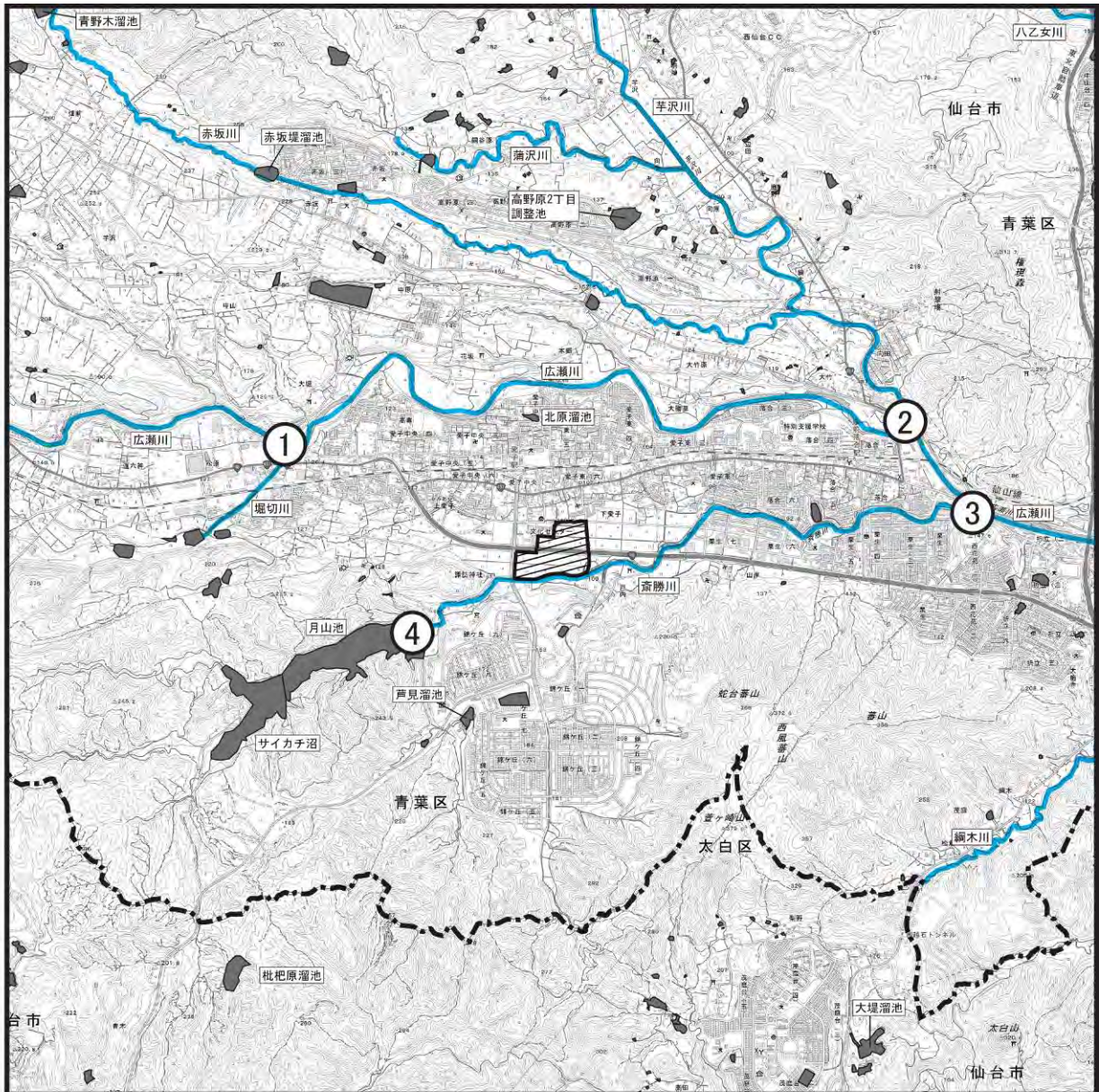
調査範囲では、河川の水質測定が、対象事業計画地の北側を流れる広瀬川の鳴合橋、広瀬川へ流入する芋沢川の最下流、対象事業計画地の南側を流れる斉勝川の最下流の計3地点で実施されている。また、湖沼の水質調査が、対象事業計画地の西側に位置する月山池の出口で実施されている。河川及び湖沼の水質調査地点は、図6.1-11に示すとおりである。

平成30年度における各測定地点の測定結果は表6.1-28～表6.1-31に示すとおりである。


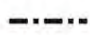



河川の水質調査結果について、広瀬川は鳴合橋より上流がA類型、鳴合橋より下流がB類型に指定されている。生活環境項目は、大腸菌群数が基準値を超えた月がみられた。他の項目は基準値を下回った。健康項目は、全ての地点でいずれの項目も基準値を下回った。

湖沼の水質調査結果について、月山池は類型が指定されていない。健康項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ測定され、基準値を下回った。

また、ダイオキシン類の測定が2地点で行われており、測定結果は表6.1-32に示すとおりである。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 河川
-  : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)
-  : 調査地点(①~④)

注) 図中の番号は、表 6.1-28~表 6.1-32 に対応する。

出典: 「公害関係資料集 平成30年度測定結果」(仙台市環境局)

「宮城県河川・海岸図」(平成29年3月、宮城県)

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)

図 6.1-11 水質調査地点

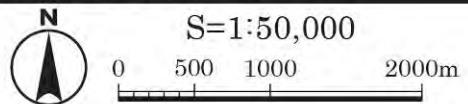


表 6.1-28(1) 河川の水質測定結果(生活環境項目：平成 30 年度)

番号	項目 測定地点		類型 (達成 期間)	pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数
				最小～最大 年平均	最小～最大 年平均	最小～最大 年平均 75%値	最小～最大 年平均 75%値	最小～最大 年平均	最小～最大 年平均
①	広瀬川	鳴合橋	A (イ)	6.9～7.3 7.1	8.9～14 11	<0.5～1.1 0.6	—	<1～8 2	33～4,600 840
②	芋沢川	芋沢川最下流	—	7.6～7.9 7.8	7.8～14 11	<0.5～1.8 0.9	—	<1～13 4	230～17,000 2,600
③	斉勝川	斉勝川最下流	—	7.9～9.2 8.5	9.5～14 11	<0.5～1.1 0.8	—	<1～6 3	33～9,200 1,700
基準値			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2 以下	—	25 以下	1,000 以下

注 1) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

注 2) 類型(河川)は以下のとおりである。

- AA：水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
- A：水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
- B：水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
- C：水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
- D：工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
- E：工業用水 3 級、環境保全

注 3) 達成期間は以下のとおりである。

- イ：直ちに達成
- ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
- ハ：5 年を越える期間で可及的速やかに達成
- ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-28(2) 河川の水質測定結果(BOD 年平均 75%値の経年変化)

番号	項目 測定地点		類型 (達成 期間)	BOD 年平均 75%値(mg/L)				
				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①	広瀬川	鳴合橋	A (イ)	0.6	0.8	0.6	0.6	0.6
②	芋沢川	芋沢川最下流	—	0.7	1.1	0.8	1.0	1.0
③	斉勝川	斉勝川最下流	—	0.7	1.1	1.0	0.9	0.9

注 1) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

注 2) 類型(河川)は以下のとおりである。

- AA：水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
- A：水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
- B：水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
- C：水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
- D：工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
- E：工業用水 3 級、環境保全

注 3) 達成期間は以下のとおりである。

- イ：直ちに達成
- ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
- ハ：5 年を越える期間で可及的速やかに達成
- ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「公害関係資料集 平成 26～30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-29(1) 河川の水質測定結果(健康項目：平成 30 年度)

平均値の単位：mg/L

項目	番号 測定地点	①	②	③	基準値
		広瀬川	芋沢川	斉勝川	
		鳴合橋	芋沢川最下流	斉勝川最下流	
カドミウム	平均値	<0.001	—	—	0.003 以下
	m/n	0/4	—	—	
全シアン	平均値	ND	—	—	検出されないこと
	m/n	0/4	—	—	
鉛	平均値	<0.005	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	
六価クロム	平均値	<0.02	—	—	0.05 以下
	m/n	0/4	—	—	
砒素	平均値	<0.005	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	
総水銀	平均値	<0.0005	—	—	0.0005 以下
	m/n	0/4	—	—	
アルキル水銀	平均値	ND	—	—	検出されないこと
	m/n	0/2	—	—	
PCB	平均値	ND	—	—	検出されないこと
	m/n	0/2	—	—	
ジクロロメタン	平均値	<0.002	—	—	0.02 以下
	m/n	0/4	—	—	
四塩化炭素	平均値	<0.0002	—	—	0.002 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	—	—	0.004 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.002	—	—	0.1 以下
	m/n	0/4	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	—	—	0.04 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.0005	—	—	1 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	—	—	0.006 以下
	m/n	0/4	—	—	
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	
テトラクロロエチレン	平均値	<0.0005	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,3-ジクロロプロペン	平均値	<0.0002	—	—	0.002 以下
	m/n	0/4	—	—	
チウラム	平均値	<0.0006	—	—	0.006 以下
	m/n	0/4	—	—	
シマジン	平均値	<0.0003	—	—	0.003 以下
	m/n	0/4	—	—	
チオベンカルブ	平均値	<0.001	—	—	0.02 以下
	m/n	0/4	—	—	
ベンゼン	平均値	<0.001	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	
セレン	平均値	<0.002	—	—	0.01 以下
	m/n	0/4	—	—	

注 1) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

注 2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

注 3) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) m/n：環境基準を超える検体数/総検体数、ND：不検出

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-29(2) 河川の水質測定結果(健康項目：平成 30 年度)

平均値の単位：mg/L

項目	番号 測定地点	①	②	③	基準値
		広瀬川	芋沢川	斉勝川	
		鳴合橋	芋沢川最下流	斉勝川最下流	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	0.23	0.19	0.40	10 以下
	m/n	0/12	0/12	0/12	
ふっ素	平均値	<0.08	—	—	0.8 以下
	m/n	0/4	—	—	
ほう素	平均値	0.16	—	—	1 以下
	m/n	0/4	—	—	
1,4-ジオキサン	平均値	<0.005	—	—	0.05 以下
	m/n	0/4	—	—	

注 1) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

注 3) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) m/n：環境基準を超える検体数/総検体数、ND：不検出

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-30(1) 湖沼の水質測定結果(生活環境項目：平成 30 年度)

番号	項目 測定地点		類型 (達成期間)	pH	DO	COD	SS	大腸菌群数
				最小～最大 年平均	最小～最大 年平均	最小～最大 年平均 75%値	最小～最大 年平均	最小～最大 年平均
				—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
④	月山池	月山池出口	—	7.1～7.6 7.4	7.1～15 9.9	4.1～6.3 5.3	<1～11 3	<1.8～3,500 420

注) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-30(2) 湖沼の水質測定結果(COD 年平均 75%値の経年変化)

番号	項目 測定地点		類型 (達成期間)	BOD 年平均 75%値(mg/L)				
				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
				④	月山池	月山池出口	—	5.3

注) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 26～30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-31 湖沼の水質測定結果(健康項目：平成 30 年度)

番号	項目 測定地点		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
			平均値	m/n
			mg/L	—
④	月山池	月山池出口	0.048	0/12
基準値			10 以下	

注 1) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

注 3) m/n：環境基準を超える検体数/総検体数

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

表 6.1-32 河川のダイオキシン類監視結果（平成 30 年度）

番号	項目		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
	測定地点		
①	広瀬川	鳴合橋	0.063
環境基準値			1 以下

注) 表中の番号は、図 6.1-11 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」（仙台市環境局）

2) 発生源の状況

関係地域における水質汚濁防止法に基づく特定施設は、表6.1-33及び図6.1-12に示すとおり、23施設であり、「自動式車両洗淨施設」が8施設で最も多い。

また、関係地域における下水道法に基づく特定施設は、表6.1-34及び図6.1-13に示すとおり、17施設であり、「自動式車両洗淨施設」が7施設で最も多い。

表 6.1-33 水質汚濁防止法に基づく特定施設

番号	施設の種類の	施設数
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 葉液浸透施設 リ のり抜き施設	1
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設	2 (イ 1)
55	生コンクリート製造業の用に供する施設でバッチャープラント	1
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	2
66 の 6	飲食店のちゅう房施設（総床面積が 420m ² 未満を除く）	1
67	洗濯業の用に供する洗淨施設	4
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設	1
71	自動式車両洗淨施設	8
計		23

出典：「水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧」（令和 2 年 3 月 31 日現在、仙台市）

表 6.1-34 下水道法に基づく特定施設

番号	施設の種類	施設数
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 精白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	1 (ト) (リ)
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	2 (イ) (ロ)
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420㎡未満の事業場に係るものを除く。)ただし、以下に掲げるものを除く。 ・そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が 630㎡未満の事業場に係るものを除く。) ・料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)	1
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	5
71	自動式車両洗浄施設	7
計		17

出典：「下水道法に基づく特定事業場一覧」（令和2年3月31日現在、仙台市）

3) 水質に係る苦情の状況

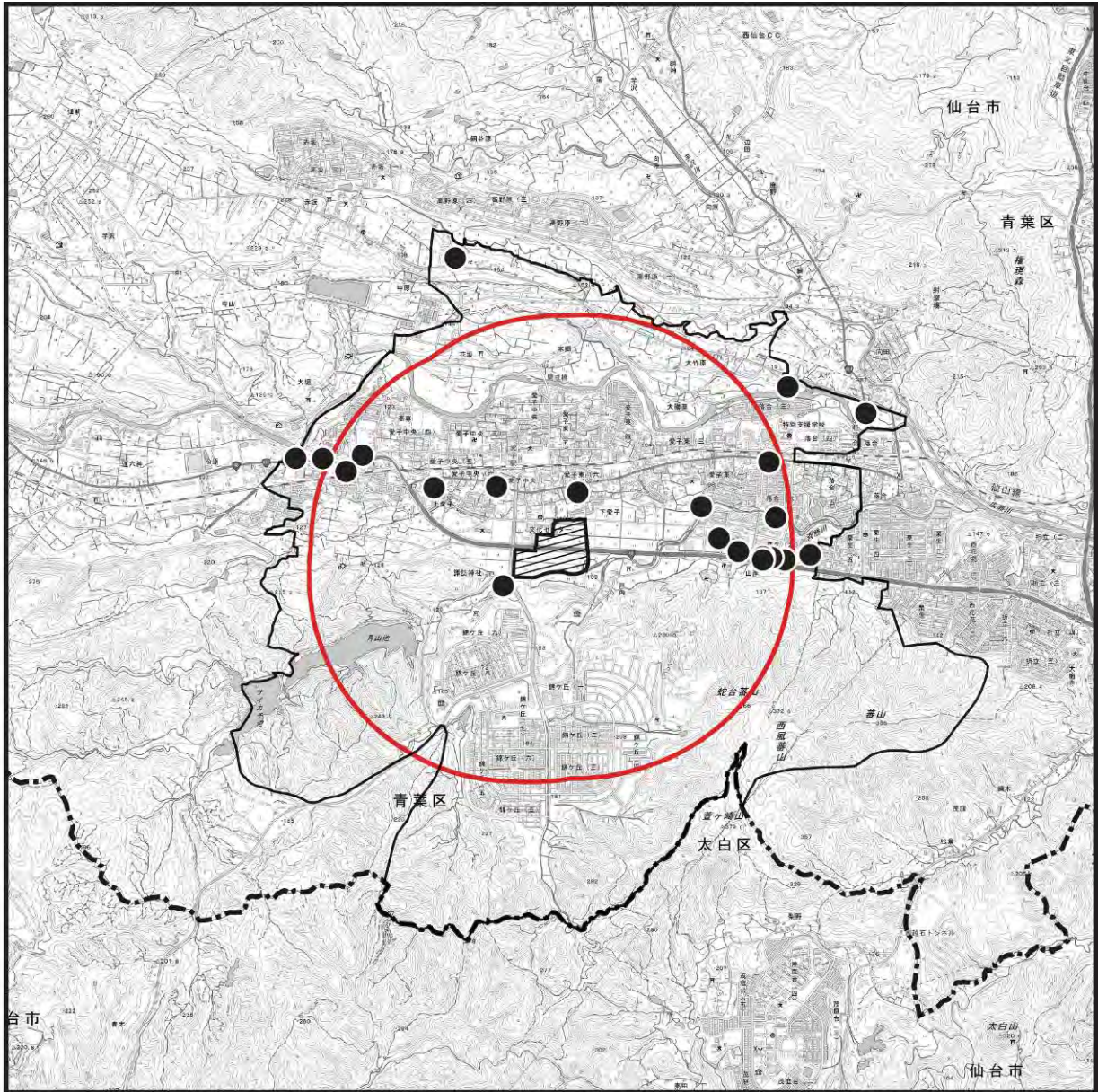
仙台市の平成26～30年度の水質に係る苦情件数の経年変化は、表6.1-35に示すとおりである。平成28年度は6件と増加しているものの、他の年度は1～3件であった。

表 6.1-35 水質に係る苦情件数の経年変化（平成26～30年度）


単位：件

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
水質	1	2	6	3	2

出典：「公害関係資料集 平成30年度測定結果」（仙台市環境局）




凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : 水質汚濁防止法に基づく特定施設

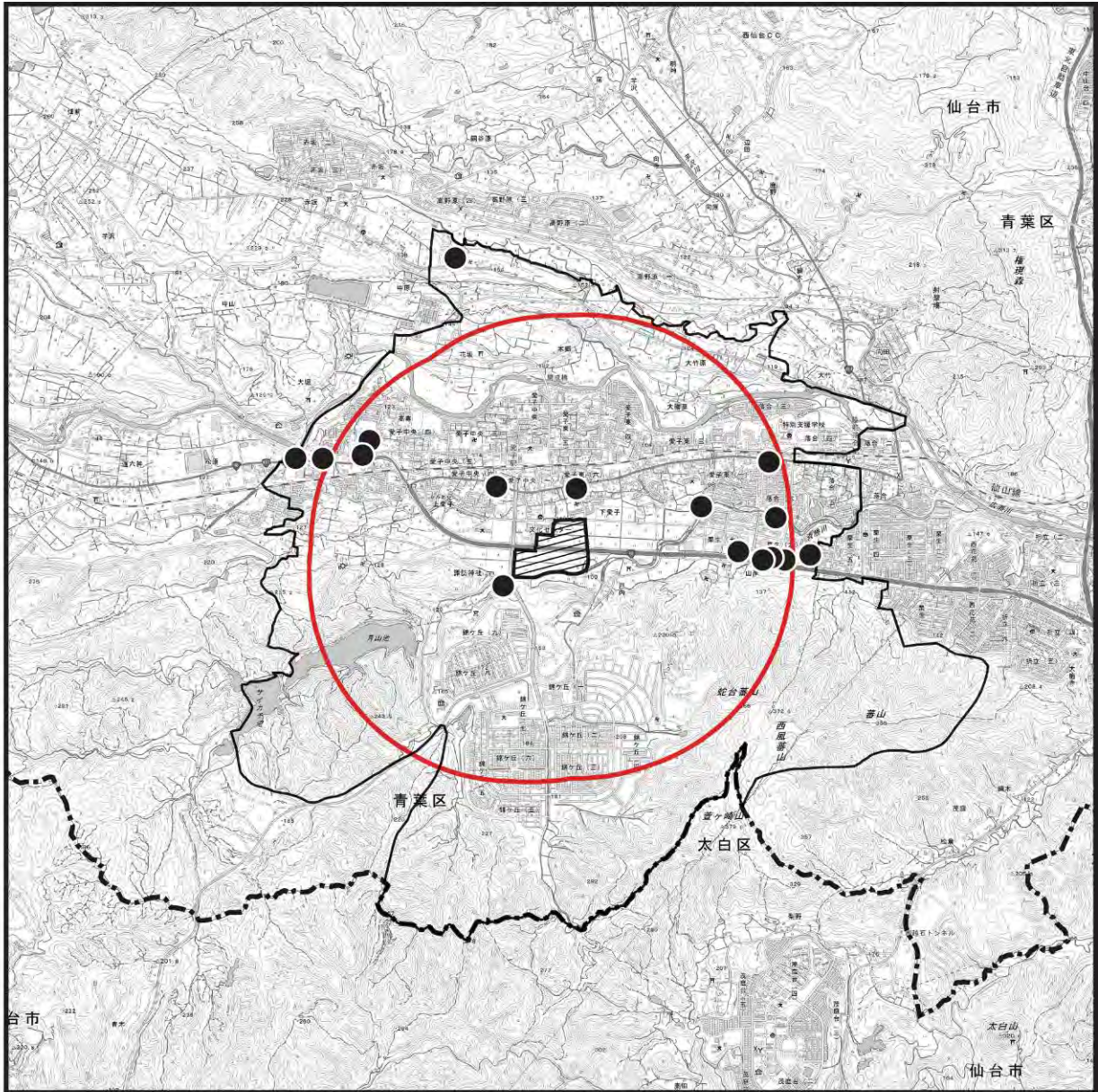
出典:「水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

図6.1-12 水質汚濁防止法に基づく特定施設




S=1:50,000

0 500 1000 2000m




凡 例

 : 対象事業計画地

 : 区界

 : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）

 : 関係地域に該当する町丁目

 : 下水道法に基づく特定施設

出典:「下水道法に基づく特定事業場一覧」(令和2年3月31日現在、仙台市)

図6.1-13 下水道法に基づく特定施設



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(2) 底質

1) 底質汚染の状況

「公害関係資料集 平成26～30年度測定結果」(仙台市環境局)によれば、調査範囲において、過去5年間に底質の調査は行われていない。なお、ダイオキシン類の監視は行われており、平成30年度の監視結果は表6.1-36に示すとおりである。

表 6.1-36 底質のダイオキシン類監視結果 (平成 30 年度)

番号	項目		ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
	測定地点		
①	広瀬川	鳴合橋	0.21
環境基準値			150 以下

出典：「公害関係資料集 平成 30 年度測定結果」(仙台市環境局)

2) 底質汚染の状況

関係地域における水質汚濁に関する発生源の状況については、「(1) 水質 2)発生源の状況」で示したとおりである。

(3) 地下水汚染

1) 地下水汚染の状況

調査範囲では、平成26～30年度において図6.1-14(1)及び図6.1-14(2)に示す区画で概況調査、継続監視調査及びダイオキシン類に関する調査が行われている。調査結果は表6.1-37(1)～表6.1-39に示すとおりである。概況調査及び継続監視調査において、砒素が青葉区の2区画、PCBが太白区の1区画、1,2-ジクロロエチレンが青葉区の1区画、テトラクロロエチレンが青葉区の1区画、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が太白区の1区画で基準値を上回った。

2) 発生源の状況

関係地域における水質汚濁に関する発生源の状況については、「(1) 水質 2)発生源の状況」で示したとおりである。また、土壌汚染に関する発生源の状況については、「6.1.3 土壌環境 (3) 土壌汚染」に示すとおりである。

表 6.1-37(1) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位: °C (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	メッシュコード	57403529	57403549	57403557	57403612	57403614	57403620
	調査日	H26. 11. 10	H27. 1. 14	H27. 11. 27	H27. 11. 27	H27. 11. 27	H26. 11. 12
	基準値						
水温	—	15.1	11.5	14.5	14.2	15.6	15.1
pH	—	6.7	5.8	5.0	6.7	6.5	6.4
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	<0.1	<0.1	<0.1	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	—	—	—	—	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	<0.0005	<0.0005	<0.0005	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	3.2	3.2	5.8	0.16	8.0	4.0
ふっ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典: 「公害関係資料集 (平成 26~30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(2) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位：℃ (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	メッシュコード	57403623	57403642	57403651	574026	574035	574035
	調査日	H27. 11. 10	H27. 11. 27	H27. 11. 27	H29. 9. 27	H28. 10. 31	H28. 11. 9
	基準値						
水温	—	17.2	15.0	15.9	16.5	15.3	15.0
pH	—	7.0	6.8	7.0	6.4	6.4	6.9
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	ND	ND	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	—	—	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	2.8	0.14	0.38	0.94	2.8	0.41
ふっ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典：「公害関係資料集 (平成 26～30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(3) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位：℃ (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	メッシュコード	574035	574036	574036	574036	574036	574036
	調査日	H29.10.20	H28.11.8	H29.10.5	H29.9.27	H30.9.6	H30.9.6
	基準値						
水温	—	14.4	13.6	16.6	13.9	17.2	14.4
pH	—	6.0	6.8	6.3	5.9	6.8	6.3
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	—	—
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.50	1.4	6.3	0.12	10	5.0
ふっ素	0.8 以下	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.04	<0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典：「公害関係資料集 (平成 26～30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(4) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位: °C (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	太白区	太白区	太白区	太白区	太白区
	メッシュコード	574036	574025	574025	574025	574025	574026
	調査日	H30.9.12	H28.10.31	H29.9.27	H29.9.27	H29.9.27	H28.10.31
	基準値						
水温	—	15.6	14.7	18.3	18.2	17.3	17.5
pH	—	6.4	6.6	6.1	6.2	6.3	6.2
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	—	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.7	<0.015	0.06	2.1	2.2	3.5
ふっ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.07	<0.02	<0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典: 「公害関係資料集 (平成 26~30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(5) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位：℃ (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	太白区	太白区	太白区	太白区	太白区	太白区
	メッシュコート	574026	574026	574026	574026	574026	574026
	調査日	H28.10.31	H29.9.27	H29.9.27	H30.9.10	H30.9.11	H30.9.11
	基準値						
水温	—	14.3	16.3	13.7	20.1	16.3	14.3
pH	—	7.9	6.6	6.7	6.6	6.7	7.2
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	—	—
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.53	7.3	0.93	4.3	2.9	5.0
ふっ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.11	0.04
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典：「公害関係資料集 (平成 26～30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(6) 地下水概況調査結果 (環境基準項目)

単位: °C (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	太白区	太白区	太白区	太白区	太白区
	メッシュコード	574026	574026	574026	574035	574035
	調査日	H30.9.11	H30.9.11	H30.9.12	H28.10.31	H30.9.11
	基準値					
水温	—	15.4	17.5	15.8	14.3	14.8
pH	—	7.5	5.9	6.0	6.9	6.3
カドミウム	0.003 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	ND	—
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	16	6.2	5.4	1.2	2.2
ふっ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1 以下	0.02	<0.02	<0.02	0.10	<0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0.03 以下から 0.01 以下に改正

出典: 「公害関係資料集 (平成 26~30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(7) 地下水概況調査結果 (要監視項目)

単位：℃ (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	メッシュコード	57403529	57403620	57403623	574035	574035
	調査日 指針値	H26. 11. 10	H26. 11. 12	H27. 11. 10	H28. 11. 9	H29. 10. 20
クロロホルム	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロボス (DDVP)	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス (IBP)	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロロニトロフェン (CNP)	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トルエン	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
エビクロロヒドリン	0.0004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ウラン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

出典：「公害関係資料集 (平成 26~30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-37(8) 地下水概況調査結果 (要監視項目)

単位：℃ (水温)、mg/L (水温、pH 以外)

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	太白区	太白区
	メッシュコード	574036	574036	574036	574026	574026
	調査日 指針値	H28. 11. 8	H29. 10. 5	H30. 9. 12	H30. 9. 10	H30. 9. 12
クロロホルム	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロボス (DDVP)	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス (IBP)	0.008 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロロニトロフェン (CNP)	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トルエン	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003
モリブデン	0.07 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
エビクロロヒドリン	0.0004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.04
ウラン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

出典：「公害関係資料集 (平成 26～30 年度測定結果)」(仙台市環境局)

表 6.1-38 地下水継続監視調査結果

単位：℃（水温）、mg/L（水温、pH 以外）

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区
	メッシュコート [※]	57403610	57403610	574036	574036	574036	574036	574036
	調査日基準値	H26. 7. 30	H27. 10. 7	H28. 7. 19	H28. 7. 19	H28. 7. 22	H28. 7. 22	H29. 7. 27
水温	—	14. 8	17. 6	14. 4	15. 2	14. 6	15. 4	14. 2
pH	—	6. 4	7. 7	6. 4	6. 4	6. 7	6. 4	6. 4
砒素	0. 01 以下	0. 018	0. 020	—	—	0. 014	—	—
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0. 002 以下	—	—	<0. 0002	<0. 0002	—	—	<0. 0002
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 以下	—	—	<0. 0004	<0. 0004	—	—	<0. 0004
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 以下	—	—	<0. 002	<0. 002	—	—	<0. 002
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 以下	—	—	<0. 004	0. 072	—	—	<0. 004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	—	<0. 0005	<0. 0005	—	—	<0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 以下	—	—	<0. 0006	<0. 0006	—	—	<0. 0006
トリクロロエチレン	0. 01 以下	—	—	<0. 001	0. 010	—	—	<0. 001
テトラクロロエチレン	0. 01 以下	—	—	0. 0010	0. 14	—	—	0. 0012
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	—	—	—	—	—	9. 5	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	<0. 005	—

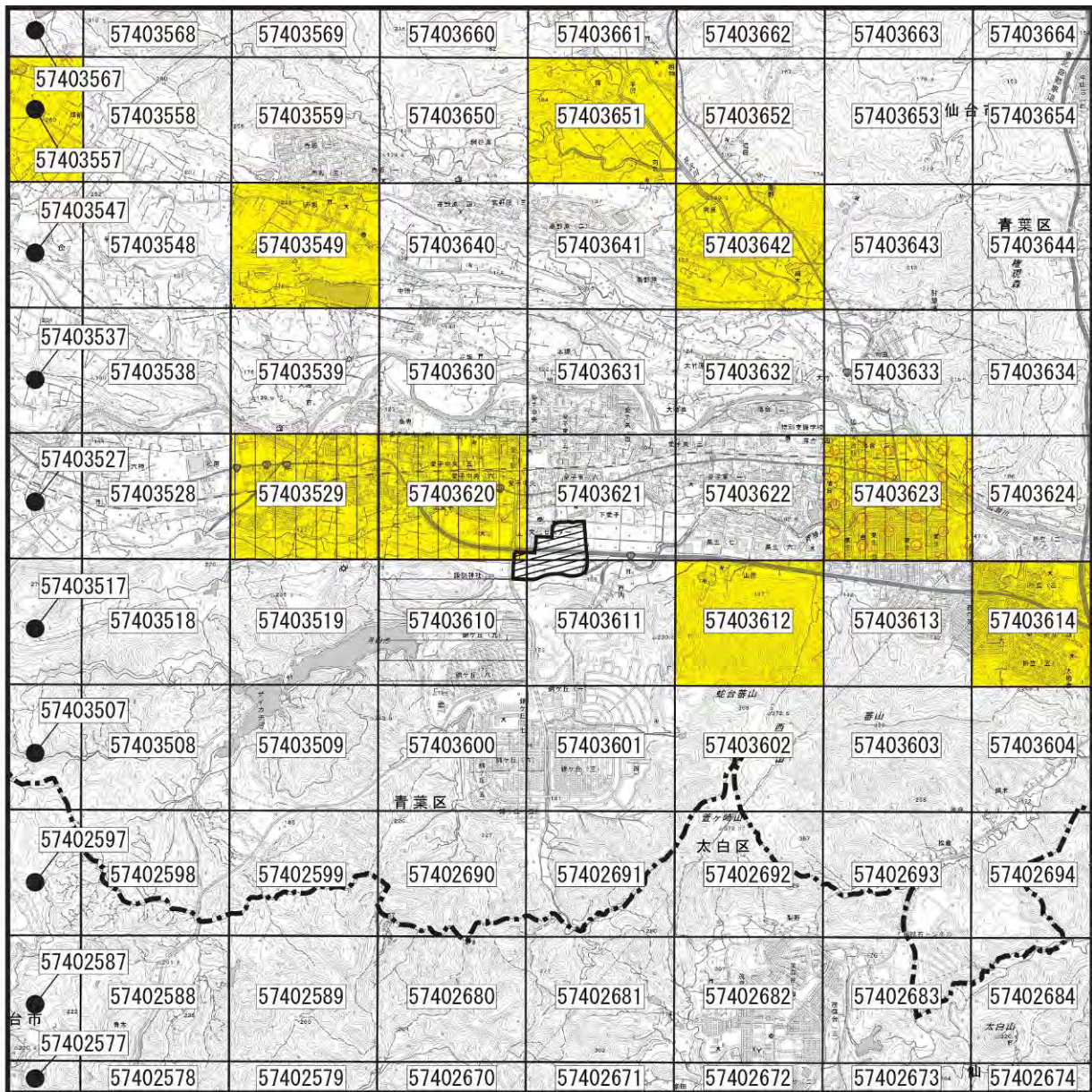
調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	太白区	太白区	太白区
	メッシュコート [※]	574036	574036	574036	574026	574026	574026
	調査日基準値	H29. 7. 31	H29. 8. 1	H30. 7. 25	H28. 7. 26	H29. 7. 27	H30. 7. 25
水温	—	18. 2	16. 4	16. 2	—	19. 5	—
pH	—	6. 6	6. 3	7. 0	6. 7	6. 5	6. 4
砒素	0. 01 以下	0. 013	—	0. 020	—	—	—
P C B	検出されないこと	—	—	—	0. 0044	0. 0066	ND
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	—	10	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	<0. 005	—	—	—	—

注）トリクロロエチレンの基準値は、平成 26 年 11 月より 0. 03 以下から 0. 01 以下に改正
 出典：「公害関係資料集（平成 26～30 年度測定結果）」（仙台市環境局）




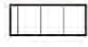
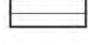
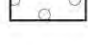
表 6.1-39 ダイオキシン類に関する地下水水質調査結果

調査項目	地区	青葉区	青葉区	青葉区	太白区
	メッシュコート [※]	57403623	574035	574035	574026
	調査日基準値	H27. 11. 10	H28. 11. 9	H29. 10. 20	H30. 9. 10
ダイオキシン類平均値 (pg-TEQ/L)	1	0. 016	0. 013	0. 062	0. 062

出典：「公害関係資料集（平成 26～30 年度測定結果）」（仙台市環境局）

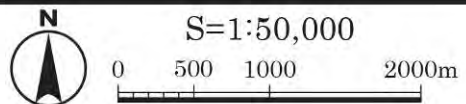


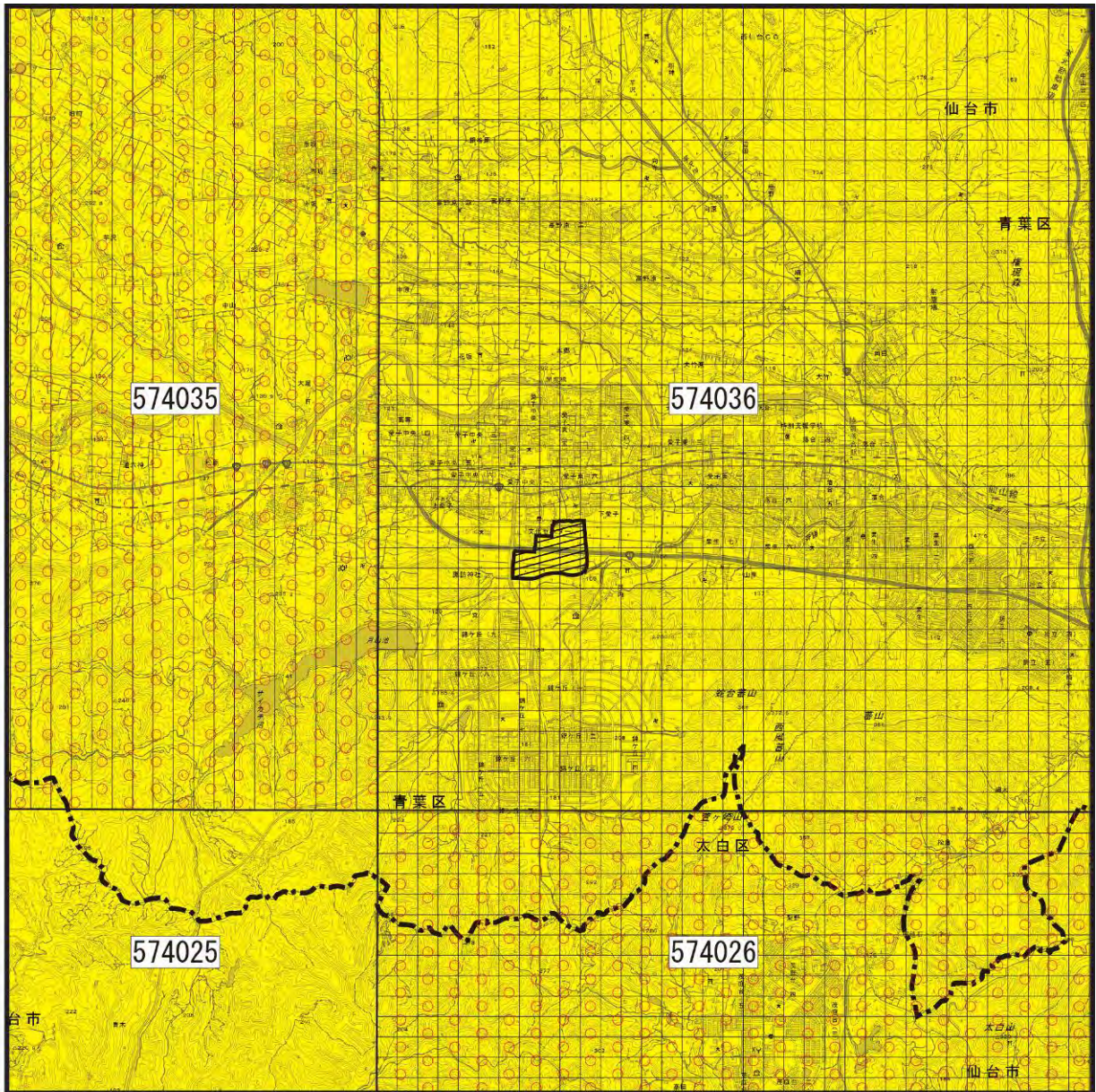
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 地下水概況調査(環境基準項目)調査地点
-  : 地下水概況調査(要監視項目)調査地点
-  : 地下水継続監視調査地点
-  : ダイオキシン類に関する地下水調査地点




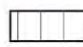
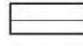
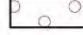
注) 図中の番号は3次メッシュコードを表す。
 出典: 「公害関係資料集 平成26~27年度測定結果」(仙台市環境局)

図6.1-14(1) 地下水水質調査地点
 (平成26~27年度)



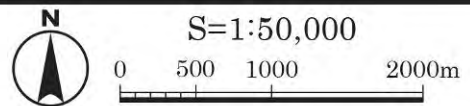


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 地下水概況調査(環境基準項目)調査地点
-  : 地下水概況調査(要監視項目)調査地点
-  : 地下水継続監視調査地点
-  : ダイオキシン類に関する地下水調査地点

注) 図中の番号は2次メッシュコードを表す。
 出典: 「公害関係資料集 平成28～30年度測定結果」(仙台市環境局)

図6.1-14(2) 地下水水質調査地点
 (平成28～30年度)



(4) 水象

1) 河川・湖沼等の分布の状況

調査範囲の主要な河川及び水象の状況は、表6.1-40及び図6.1-15に示すとおりである。

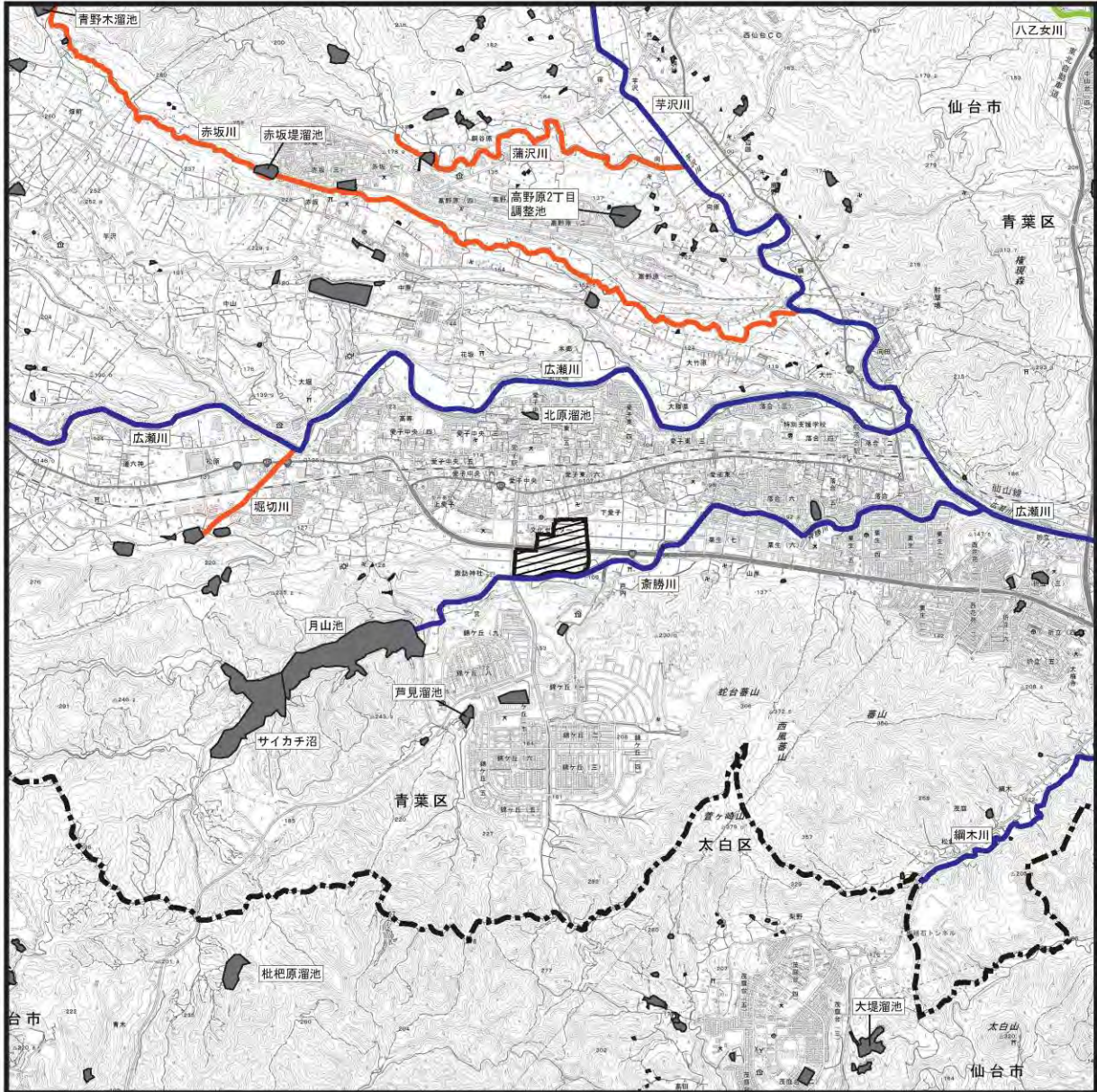
対象事業計画地の北側約1kmには一級河川広瀬川があり、調査範囲を西側から東側へと流れている。また、対象事業計画地の南西側約900mに位置するサイカチ沼及び月山池から、対象事業計画地の南側に接して一級河川斉勝川が流れ、対象事業計画地の東側約3kmの地点で広瀬川に合流している。

また、仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採取規制を行っているが、対象事業計画地は地下水採取規制地域の対象外である。


表 6.1-40 主要な河川

種別	河川名	総延長(m)
一級河川	広瀬川	40,035
	綱木川	2,750
	斉勝川	7,409
	芋沢川	8,000
二級河川	八乙女川	2,700
準用河川	赤坂川	7,800
	蒲沢川	3,400
	堀切川	2,315

出典：「宮城県河川・海岸図」（平成29年3月、宮城県）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 一級河川
-  : 二級河川
-  : 準用河川
-  : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)

出典:「宮城県河川・海岸図」(平成29年3月、宮城県)

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)

図6.1-15 水象の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

2) 地下水・湧水の状況

「飲用井戸水等調査報告書」（平成13年3月、仙台市）によれば、仙台市内では平成11年度の調査において5,325ヶ所（うち、青葉区では1,035ヶ所）の飲用井戸が確認されている。

また、「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月、仙台市）によれば、仙台市内において湧水が12ヶ所現存しているが、調査範囲に湧水は存在しない。

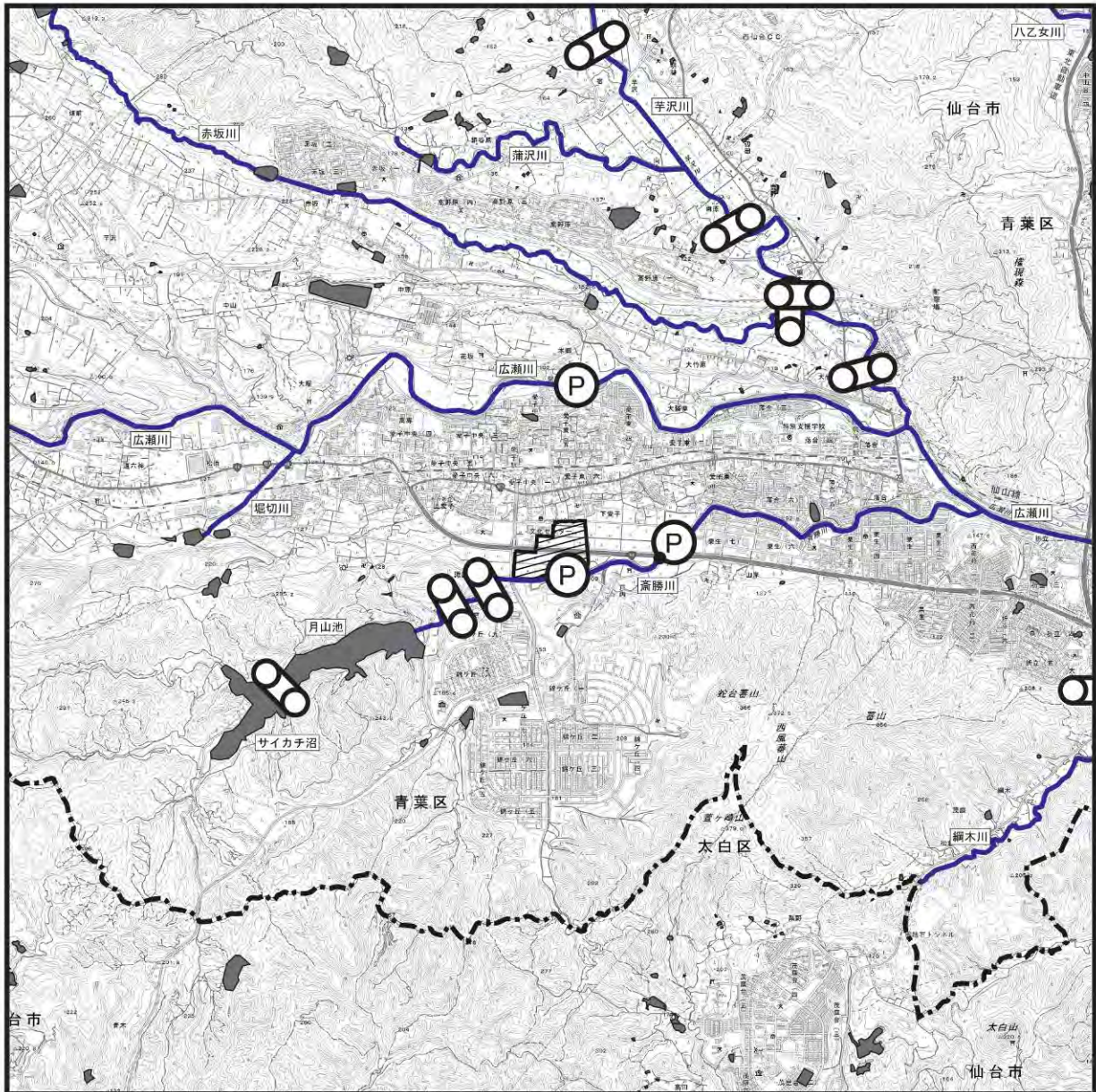
3) 水辺の状況

調査範囲における自然性の高い水辺地としては、図6.1-25に示すヒルムシロクラス、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生が広瀬川河畔、また、斉勝川の対象事業計画地の下流から広瀬川合流部にかけて分布している（「6.1.4 生物環境 (1) 植物 2) 植生の状況」参照）。

4) 水源地の状況

仙台市における上水は、釜房ダム、七北田ダム、宮床ダム等のダム水、滝原水源、野尻水源等の水源から取水しているが、これらの水源は調査範囲にはない。

調査範囲では、斉勝川・広瀬川及び芋沢川に農業用の堰・揚水機場等が設置されている。位置図は図6.1-16に示すとおりである。



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

: 河川

: 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)

: 取水堰

: ゲート

: 揚水機場

出典:「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月、仙台市)
現地踏査

図6.1-16 河川取水施設図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

6.1.3 土壌環境

(1) 地形・地質

1) 地形

調査範囲の地形の状況は、図6.1-17に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

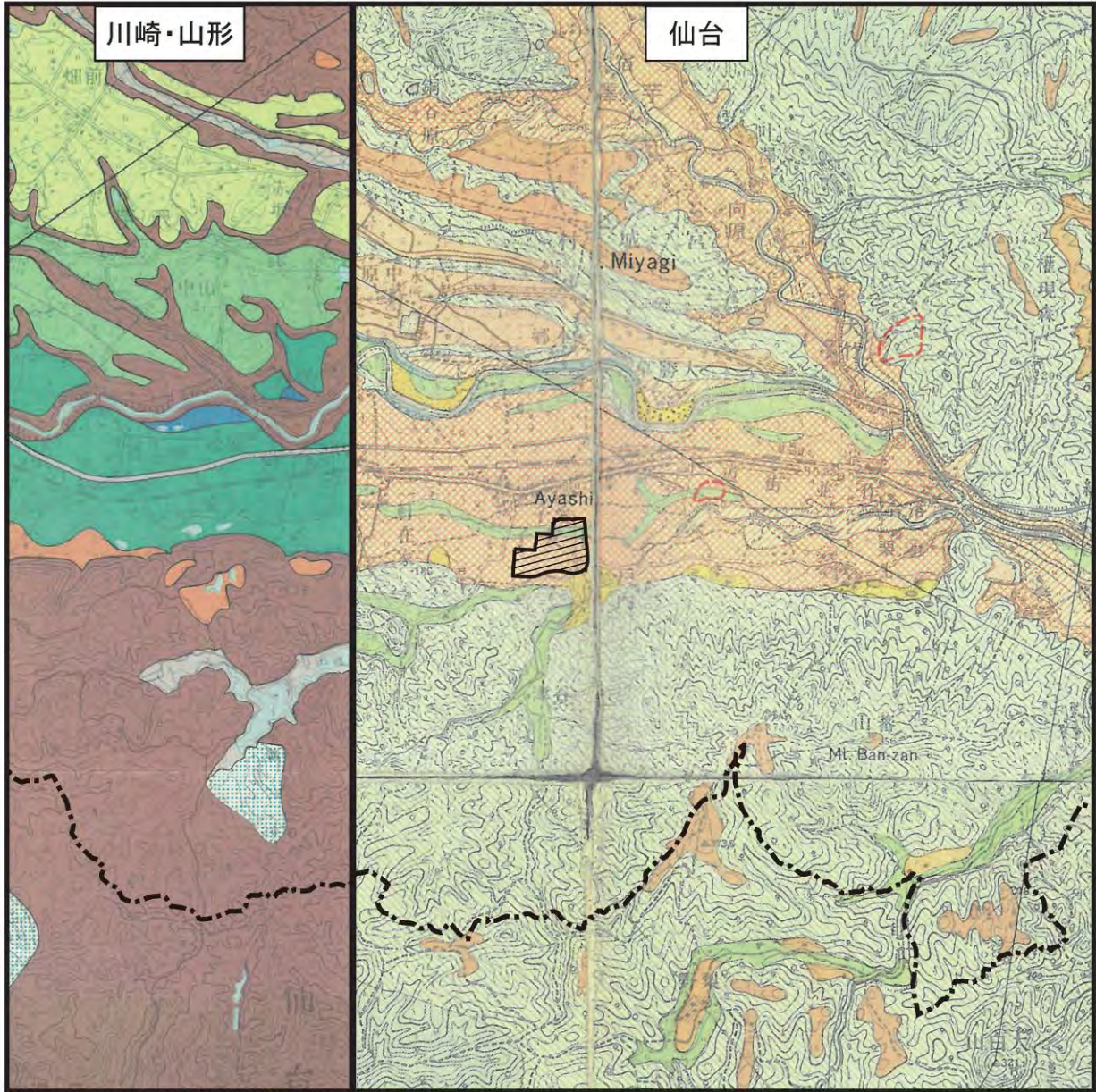
調査範囲は、北東側に位置する七北田丘陵及び国見丘陵、南側に広がる蕃山丘陵、中央を広瀬川沿いに愛子台地が位置する地域であり、対象事業計画地は愛子台地の南側に位置している。

2) 地質

調査範囲の地質の状況は、図6.1-18に示すとおりである。

調査範囲は、南側及び東側に軽石凝灰岩等を主とする白沢層及び梨野層が分布し、蕃山、権現森付近には三滝層が分布する。また、対象事業計画地のある調査範囲中央部に礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物が分布する。

仙台市は平成14年度に地震被害想定を目的とした調査（平成14年度仙台市地震被害想定調査）を実施しており、平成14年度調査時の資料及び手法に基づき、最新の建物情報を用いて、より詳細で分かりやすいマップを「仙台市地震ハザードマップ」として作成している。「仙台市地震ハザードマップ（液状化予想マップ）」によれば、対象事業計画地は「液状化対象外」の地域であり、地震による液状化が発生する恐れがないとされている地域である。



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

川崎・山形

- | | |
|----------|---------|
| 山地及び丘陵地 | 低地 |
| : 丘陵地 | : 谷底 |
| : 緩斜面 | その他 |
| 段丘 | : 人口改変地 |
| : 最高位段丘 | |
| : 高位段丘 | |
| : 中位段丘 | |
| : 低位段丘高段 | |
| : 低位段丘中段 | |

仙台

丘陵地

- : 丘頂緩斜面および丘腹緩斜面
- : 丘麓緩斜面
- : 急斜面(谷密度80以上)
- : 急斜面(谷密度80未満)

台地

- 砂礫台地
- : Gt II+(中位)
 - : Gt II(中位)
 - : Gt III+(下位)
 - : Gt III(下位)
- 岩石台地
- : Rt II(中位)

低地

- : 谷底平野
- : 自然堤防及び砂堆・浜堤
- : 河原および浜

その他

- : 崖
- : 人口平坦地 (昭和40年5月現在)

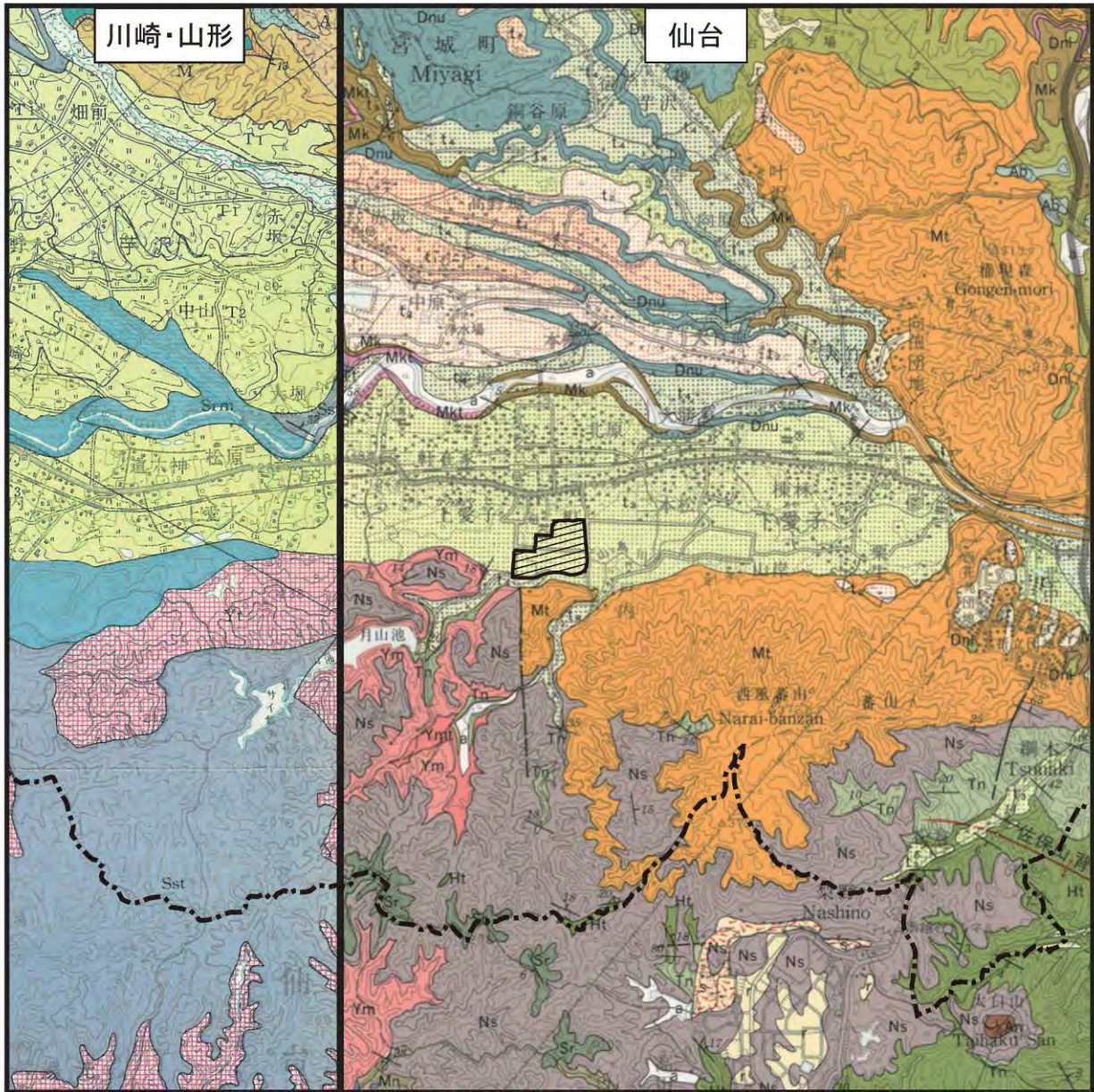
出典:「土地分類基本調査図 地形分類図 仙台」(昭和42年3月、経済企画庁)
 「土地分類基本調査図 地形分類図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図6.1-17 地形分類図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

川崎・山形

未固結堆積物

- : 礫・砂・泥
- : 礫・砂
- : 礫・砂
- : 礫・砂・粘土
- : 礫

半固結堆積物

- : 細粒砂岩・砂質泥岩
- : 凝灰岩および同質砂岩・シルト岩
- : 砂岩・シルト岩

固結堆積物

- : 軽石凝灰岩・凝灰質砂岩・シルト岩
- : 細粒凝灰岩・凝灰質シルト岩
- : 凝灰質シルト岩

火山性堆積物

- : 軽石凝灰岩・角礫凝灰岩

仙台

埋合土

- : 土砂

地すべり堆積物

- : 土塊・岩塊・粘土

沖積層

- : 砂及び粘土

(部分的に多賀城火山灰を挟む)

河岸段丘堆積物

- : 礫層・砂層及び粘土層
- : 礫層・砂層及び粘土層
- (一部永野火山灰に覆われる)
- : 礫層・砂層及び粘土層
- : 礫層・砂層及び粘土層
- (一部愛島火山灰に覆われる)

青葉山層

- : 粘土質火山灰及び軽石質細粒火山灰
- : 礫層・砂層及び粘土層(泥炭を挟む)

大年寺層

- : シルト岩・砂岩及び垂成
- : 砂岩・礫岩及びシルト岩

向山層

- : 軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩
- : 砂岩・シルト岩・垂成・凝灰岩及び礫岩

貫入岩

- : 安山岩

三滝層

- : 安山岩質・玄武岩質溶岩・火山角礫岩及び凝灰角礫岩

白沢層

- : 軽石凝灰岩・細粒凝灰岩及び凝灰質シルト岩

梨野層

- : 異地性ブロックを含む軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩

湯元層

- : 軽石凝灰岩(堅固)
- : 軽石凝灰岩(やや軟質)

網木層

- : 軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩・砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩

旗立層

- : 砂岩及びシルト岩(凝灰岩薄層を挟む)

茂庭層

- : 礫岩・礫混じり砂岩及び砂岩

高館層

- : 安山岩溶岩及び玄武岩溶岩

出典:「5万分の1地質図幅」(昭和61年3月、地質調査所)

「土地分類基本調査図 表層地質図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図 6.1-18 地質図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3) 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表6.1-41及び図6.1-19に示すとおりである。

対象事業計画地の西側約800mに丘陵地内の湖沼景観である月山池・サイカチ沼があり、南東側約400mに丘陵地形の典型例で学術上重要である蕃山丘陵が広がっている。なお、対象事業計画地に注目すべき地形・地質はない。

表 6.1-41 注目すべき地形及び地質

番号	名称	出典			備考
		1	2	3	
①	蕃山丘陵	○	○		丘陵地形の典型例で学術上重要、かつ動植物の重要な生育地
②	太白山とその周辺の丘陵地	○	○		岩頸・丘陵地形の典型例、かつ、動植物の重要な生育地
③	月山池・サイカチ沼	○			丘陵地内の湖沼景観
④	明石三高ヶ森	○			岩頸群と自然の形状をとどめる丘陵
⑤	権現森	○			自然状態をとどめる丘陵地形
⑥	愛子	○			活断層地形
⑦	愛子盆地の広瀬川左岸一帯	○		○	河岸段丘及び段丘崖

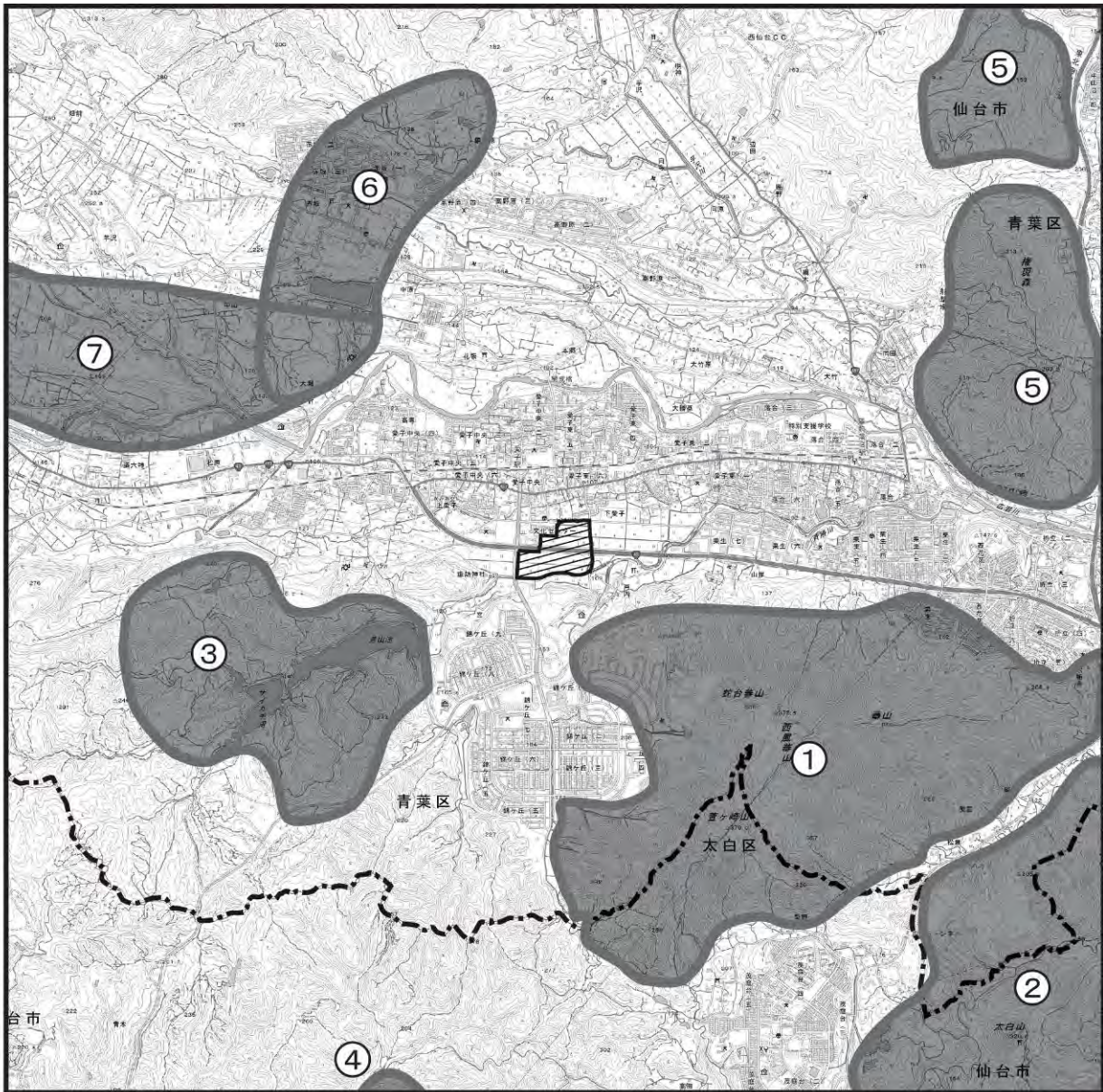
注) 表中の番号は、図 6.1-19 に対応する。

出典 1: 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月、仙台市)




出典 2: 「日本の地形レッドデータブック第 1 集」

(平成 12 年 12 月、日本の地形レッドデータブック作成委員会)

出典 3: 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成 30 年 7 月閲覧、国土地理院ホームページ)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 注目すべき地形・地質(①～⑦)

注) 図中の番号は、表 6.1-41 に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

「日本の地形レッドデータブック第1集」(平成12年12月、日本と地形レッドデータブック作成委員会)

「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成30年7月閲覧、国土地理院ホームページ)

図6.1-19 注目すべき地形・地質



S=1:50,000

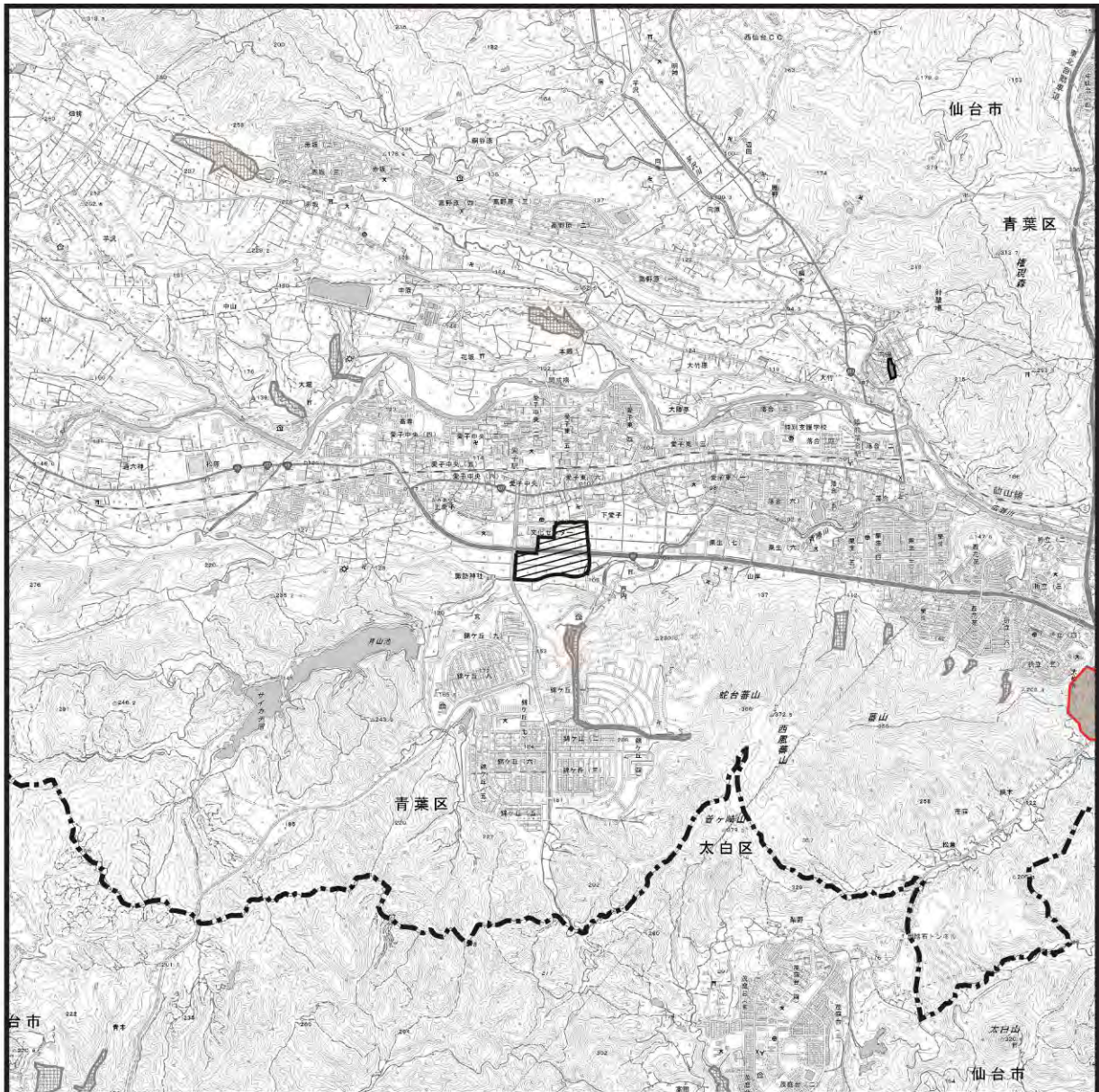
0 500 1000 2000m




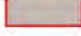
3) 災害の危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所は、図6.1-20～図6.1-22に示すとおりである。

調査範囲は、丘陵地と台地の境界に沿って土石流危険区域及び土砂災害警戒区域（土石流）等が点在している。なお、計画地の南側に接して急傾斜地崩壊危険箇所（青葉区錦ヶ丘1丁目）があるが、対象事業計画地に災害の危険箇所はない。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 砂防指定地
-  : 地すべり防止区域
-  : 急傾斜地崩壊危険区域

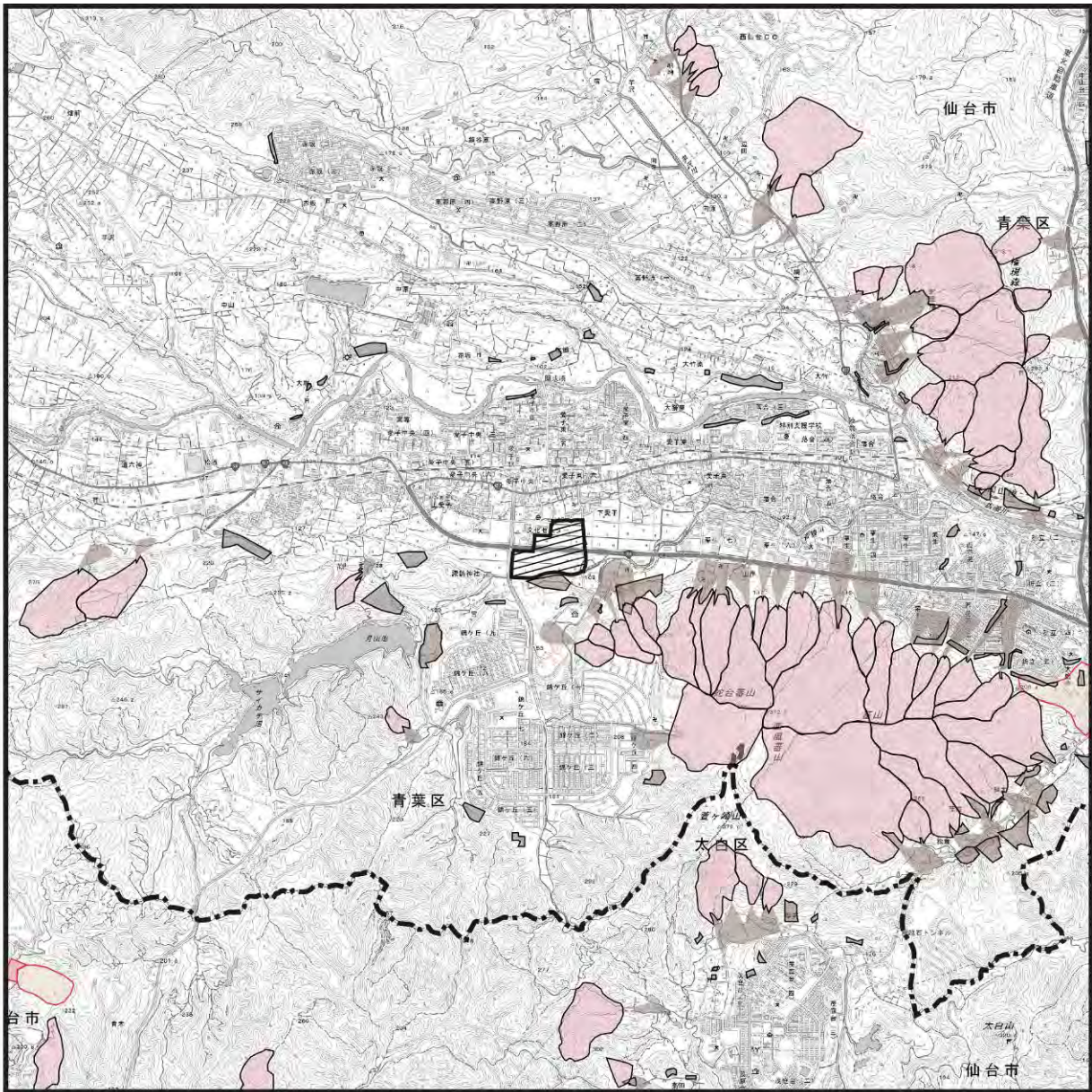
出典：「せんだいくらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

図6.1-20 土砂三法指定区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土石流危険渓流
-  : 土石流危険区域
-  : 地すべり危険箇所
-  : 移動土塊の到達範囲
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所

出典：「せんだいぐらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

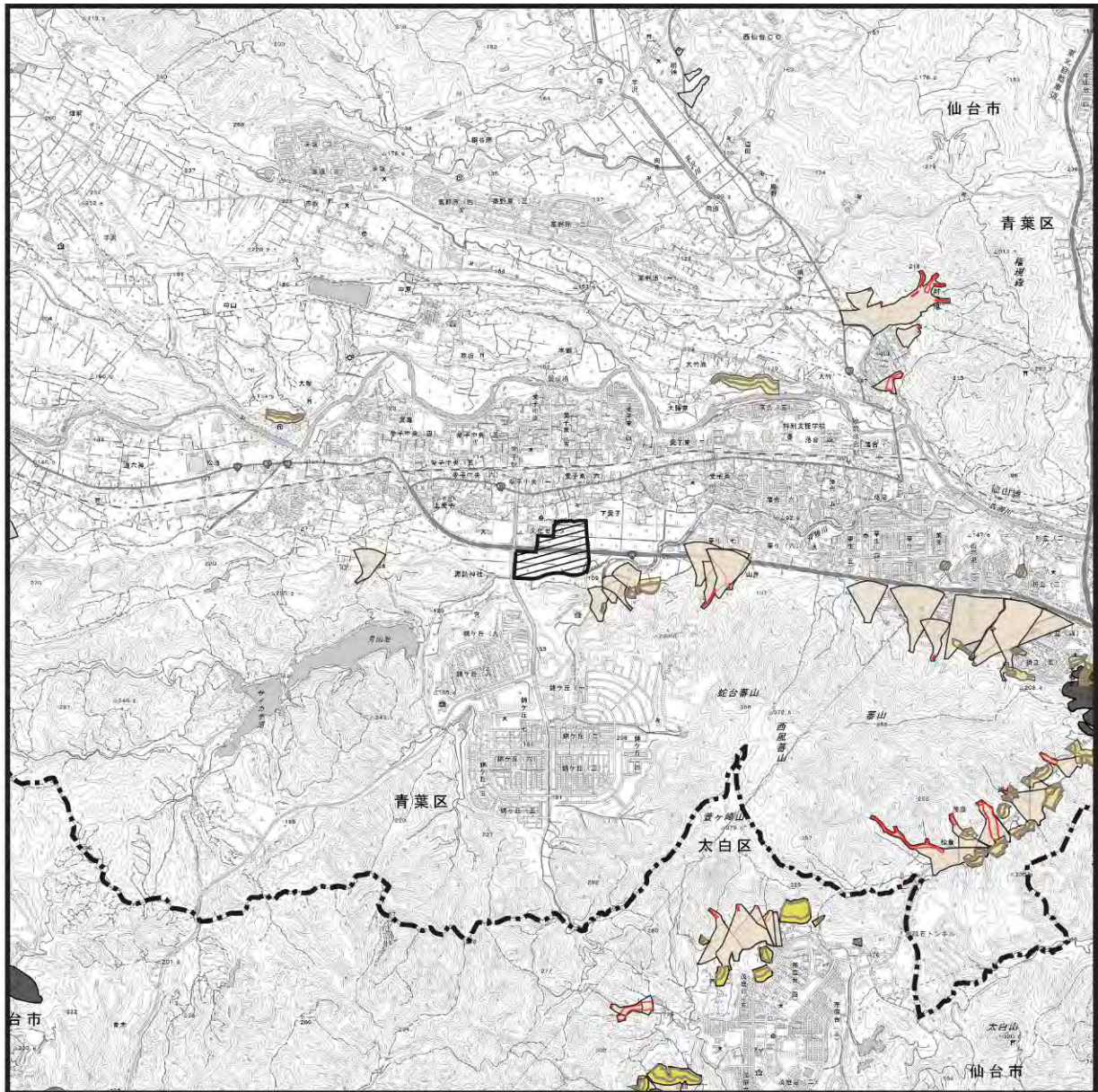
図6.1-21 土砂災害危険箇所



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害特別警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害警戒区域(地すべり)

出典：「せんだいくらしのマップ」（平成30年7月閲覧、仙台市ホームページ）

図6.1-22 土砂災害警戒区域等



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



4) 災害履歴

調査範囲において、近年観測された主な災害は表6.1-42に示すとおりである。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（最大震度7）においては、震度5強～6弱を観測している。仙台市が作成した「仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）」によれば、対象事業計画地内が平成6年9月22日発生の大雨によって浸水したことが示されている。

表 6.1-42 仙台市が経験した過去の主な災害

災害発生日	災害名
昭和 53 年 6 月 12 日	1978 年宮城県沖地震※ (仙台市：震度 5)
昭和 61 年 8 月 4 日、5 日	台風 10 号およびこれから変わった低気圧による大雨
平成 6 年 9 月 22 日	停滞前線による大雨
平成 20 年 6 月 14 日	平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震※ (青葉区：震度 5 弱、太白区：震度 4)
平成 22 年 2 月 27 日	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波 (仙台港：最大波 1.1m)
平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震※ (青葉区：震度 6 弱、太白区：震度 5 強)
平成 24 年 8 月 30 日	宮城県沖を震源とする地震 (青葉区：震度 4、太白区：震度 3)
平成 27 年 9 月 9 日～11 日	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨※
平成 28 年 11 月 22 日	福島県沖を震源とする地震 (青葉区：震度 4、太白区：震度 3、仙台港：最大波 1.4m)

※ 気象庁が命名した気象および地震現象

出典：「仙台市が経験した過去の主な災害」（平成 30 年 9 月閲覧、仙台市ホームページ）

(2) 地盤沈下

1) 地盤沈下の状況

「平成29年度 宮城県公害資料（地盤沈下編）」（令和2年3月、宮城県）によると、昭和49年以降、仙台市内219地点の水準点において、水準測量が実施されているが、調査範囲で水準測量調査は実施されていない。

2) 地下水位の状況

「公害関係資料集 平成30年度測定結果」（仙台市環境局）によると、仙台市内18ヶ所の地盤沈下測定局において、地下水位観測が実施されているが、調査範囲に地盤沈下測定局はない。

3) 地盤沈下に係る苦情の状況

「平成30年度 公害苦情調査結果報告書」（令和2年3月、宮城県環境生活部）によると、平成30年度における苦情件数は仙台市で0件であった。

(3) 土壌汚染

1) 土壌汚染の状況

調査範囲において、平成26～30年度では、表6.1-43及び図6.1-23に示す1地点で土壌のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準値を下回っている。

表 6.1-43 土壌のダイオキシン類調査結果（平成 26 年度）

単位：pg-TEQ/g

番号	調査地点	所在地	測定結果	環境基準	調査年月日
①	川前小学校	青葉区芋沢字赤坂	0.022	1,000 以下	平成 26 年 10 月 15 日 ～10 月 16 日

注) 表中の番号は、図 6.1-23 に対応する。

出典：「公害関係資料集 平成 26 年度測定結果」（仙台市環境局）



凡 例



: 対象事業計画地



: 区界



: 土壌のダイオキシン類調査地点(①)

注) 図中の番号は、表 6.1-43 に対応する。
 出典: 「公害関係資料集 平成26年度測定結果」(仙台市環境局)

図6.1-23 土壌のダイオキシン類調査地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

2) 土壌汚染に係る苦情の状況

「平成30年度 公害苦情調査結果報告書」(令和2年3月、宮城県環境生活部)によると、平成30年度における苦情件数は、仙台市で0件であった。

3) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の状況

仙台市のホームページによると、令和2年7月22日現在、調査範囲において土壌汚染対策法第6条に基づく要措置区域及び同法第11条に基づく形質変更時用届出区域はない。